

ウガンダ人権報告書 2015年版

概要

ウガンダは与党である国民抵抗運動（National Resistance Movement）（NRM）党のヨウェリ・ムセベニ（Yoweri Museveni）大統領が1986年から率いる立憲共和国である。有権者はムセベニを4回目の5年間の任期に再選し、NRMは2011年の一院制議会選挙で多数派に返り咲いた。この選挙は以前の選挙に比べると改善が際立ったが、非正規性によって台無しになった。文民当局は概して、治安部隊に対する効果的な統制を維持した。

ウガンダにおける3つの最も深刻な人権問題には、人の品位に対する尊重の欠如（容疑者や被拘留者に対する法に基づかない殺害、拷問、及び他の虐待）、市民の自由（集会、表現、報道及び結社の自由）に対する制限、そして周縁化された集団に対する暴力及び差別（女性（性的及び性別に基づく暴力）、児童（性的虐待及び儀式的殺害）、障害者、並びにレズビアン、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）のコミュニティなど）が含まれた。

他の人権問題には刑務所の苛酷な状況、恣意的及び政治的動機による逮捕及び拘留、長期間に及ぶ裁判前拘留、公正な裁判を受ける権利の制限、当局者の汚職、社会的又は暴徒の暴力、人身売買、及び児童労働が含まれた。

政府は時々、虐待を働いた当局者を処罰する措置を取ったが、治安部隊又は他の当局者のいずれを問わず、刑事免責が問題であった。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

政府又は政府の代理人が恣意的又は法に基づかない殺害を働いたという報告が複数あった。

（2015年）9月8日、報道によると、北部のアパア（Apaa）郡で治安部隊が、政府による境界画定を巡る土地紛争の際に5名を銃殺した。地元住民も、当局は催涙ガスを使用し、抗議者に身体的暴行を加えたと主張した。ウガンダ土地同盟（Uganda Land Alliance）の報告によると、17名が入院し、その一部は銃創を負った。警察は、実弾は発射しておらず、散らばった抗議者に対して使用した武力は妥当であったと主張した。

(2015年)5月26日、ジンジャ(Jinja)の裁判所は、2014年1月にブゲムベ(Bugembe)の競技場で暴動を起こした学生に当局者が発砲した際に撃たれた7学年の児童ラシド・ンタレ(Rashid Ntal)の殺害との関連で、警察官パトリック・ヌワガバ(Patrick Nuwagab)とジュリアン・ムクングチ(Julian Mucunguzi)を無罪放免とした。裁判官はこれら警察官を、検察側証人が証言を怠ったことを受け、証拠が決定的でないとの理由で無罪放免とした。

2014年7月に西部のルウェンゾリ(Rwenzori)地域における、複数の民族集団及びUPDFの反撃による13回の連係攻撃で100名余りが殺害された暴動に進展があった。これらのうち最大の攻撃において、バコンゾ(Bakonzo)族の一団が、ブンディブギョ(Bundibugyo)のカニヤムウィリマ(Kanyamwirima)陸軍兵舎を攻撃した。ウガンダ人民国防軍(Ugandan People's Defense Force)(UPDF)は、報告によると、攻撃者のうち最大50名を殺害し、その後彼らをブンディブギョで他の犠牲者と一緒に集団墓地に埋めた。地元の政治家及び弁護士の主張によると、死亡者には避難所を求めて兵舎に駆け込んだ際に十字砲火を浴びた民間人も含まれたが、この告発を政府とUPDFの当局者は否定した。(2015年)7月22日から26日にかけて、当局は陸軍兵舎外の集団墓地を掘り起こし、男性55名と女性1名の遺体を発見した。攻撃後に逮捕された容疑者183名のうち、カセセ(Kasese)で開かれた軍法会議は8月7日の殺人について11名の民間人に有罪判決を下し、懲役25年を言い渡し、他の容疑者は釈放された。

また、非国家的行為者による、標的を絞った又は政治的動機による殺害の報告も複数あった。(2015年)3月30日、正体不明の武装集団が、高等裁判所国際犯罪部(International Crimes Division of the High Court)の訴追責任者、ジョアン・カゲジ(Joan Kagezi)を射殺した。カゲジは注目を集めた複数の事件を扱っており、これに2010年にカンバラ(Kampala)で起こったテロ爆撃の容疑者訴追が含まれていた。警察の監察長官は殺害について、コンゴ民主共和国(DRC)を拠点とするウガンダ人反乱集団、民主同盟軍(Allied Democratic Forces)(ADF)を非難し、容疑者12名が逮捕された。(2015年)11月18日、検察長官(Directorate of Public Prosecutions)(DPP)は、容疑者のいずれに対しても訴追を正当化するには証拠が決定的でないとし、訴状を警察に差し戻してさらなる捜査を要求したと報告した。

(2015)年中に正体不明の複数の襲撃者が2名のイスラム教徒指導者を殺害し、別の3名の聖職者が武装攻撃から逃げ、2012年以降に殺害されたイスラム教徒指導者は確認された分で9名に達した。大部分の攻撃は似たような形で行われ、銃撃犯はオートバイから至近距離で発砲した。政府はADFが殺害を命じたと申し立てた。大部分のイスラム教徒指導者はその申し立てに異議を唱え、また多数の人々が殺害について、サラフィスト・イスラム(Salafist Islam)の教義に従うタブリク(Tabliq)派内部での主導権争いに絡むものであると推測した。正体不明の人々が、カンバラの一部のモスクで著名なイスラム教徒指導者の「殺害予定者リスト」

を配り、警察はこれらの聖職者及び他の著名なイスラム教徒指導者に保護を申し出た。警察は多数の容疑者を逮捕した一方、(2015) 年末までに有罪判決を受けた者はいなかった。

(2015 年) 7 月 31 日、アフリカ連合ソマリア・ミッション (African Union Mission in Somalia) (AMISOM) に派遣された複数の兵士が、ソマリアのマルカ (Marka) で結婚式に出席していた民間人 7 名を射殺した。報告によると、UPDF の複数の兵士が、AMISOM 部隊に対する爆撃後に殺害を実行した。(2015 年) 8 月、アフリカ連合 (AU) はこれらの兵士のうち 3 名を起訴し、これらの兵士は「軍事司法手続」の場で尋問されることになるかと報告した。(2015) 年末、UPDF は、これら 3 名はまだ投獄中で、捜査は AU 及び UPDF により行われていると報告した。

b 失踪

複数の反対派活動家が、政治的動機による失踪 (第 3 節参照) を報告し、これに (2015 年) 12 月 17 日に警察から拘留されたとされる後に失踪したクリストファー・アイン (Christopher Aine) が含まれ、アインは元首相で大統領の座を狙っていたアママ・ムババジ (Amama Mbabazi) の選挙運動員兼私的保安責任者であった。アインの拘留に先立ち、警察は彼及び他の容疑者を、ントウガモ (Ntungamo) 地区で 12 名余りが負傷した政治暴動への関与疑惑を理由に追跡中であると述べた。アインの仲間は、アインが事件に関与していたことを否定した。当局はアインの失踪或いは他の政治的動機による失踪への関与を否定した。(2015 年) 9 月、警察は、ジンジャ地区での選挙集会の際に警察との口論が起こった後、アインを逮捕した。警察は当初、彼の拘留を否定したが、後に彼を釈放した。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

憲法及び法律ではそうした習慣を禁じている。2012 年拷問禁止法案 (Antitorture Bill) では、拷問行為により有罪判決を受けた者は懲役 15 年、罰金 720 万シリング (1,970 ドル)、又は両方による処罰対象になり得ると規定している。加重拷問で有罪判決を受けた場合の刑罰は終身刑である。

治安部隊が容疑者に拷問や殴打を加えたという、信憑性のある報告が複数あった。ウガンダ人権委員会 (Uganda Human Rights Commission) (UHRC) 及び国際的及び地元の人権団体が、強姦、激しい殴打及び足蹴りを含む、治安部隊による複数の拷問事件を報告した。

(2015 年) 6 月にかけて、UHRC は拷問及び他の虐待の被害者に 5 億 2,000 万シリング (142,000 ドル) を支給した。しかし、検事総長局 (Office of the Attorney General) の訴訟責任者の報告

によると、政府は（2015年）5月から被害者に支払っておらず、それは財務省（Ministry of Finance）が資金を出さなかったためであった。（2015年）1月から6月にかけて、アフリカ拷問被害者処置・更生センター（African Center for Treatment and Rehabilitation of Torture Victims）（ACTV）は拷問の申し立てを、警察に対して284件、UPDFに対して37件、地方議会当局者に対して28件、そして犯罪防止者（村の治安を提供すべく警察から訓練を受けた人々）に対して25件、登録した。加えて、ACTVは神の抵抗軍（Lord's Resistance Army）（LRA）による元拉致被害者87名を、過去数年間に受けた拷問についてのLRAに対する損害賠償請求訴訟に際し支援した。

逮捕及び他の法執行業務の際の治安部隊による過剰な武力行使や拷問は、死傷者を出す結果となった。（2015年）4月1日、複数のUPDF兵士及びウガンダ警察部隊（Uganda Police Force）（UPF）当局者が、アパア郡での土地紛争の際の立ち退きに抗議していた56名を負傷させた。抗議者の主張によると、治安部隊は彼らを棒で殴り、足蹴りを加えた。UPDFは、第4師団が当時その区域に配備されていたことを認め、そして残虐行為の申し立てについて捜査すると述べた。

警察の拘留施設における拷問や虐待の報告が多数あった。例えば（2015年）6月8日、警察の監察課（Professional Standards Unit）はカバレ（Kabale）地区の警察官、オレスト・ムヒレ（Orest Muhire）を、拘留中の容疑者5名から食料を奪った容疑で逮捕した。ムヒレは暴行と不正行為で告訴された。

（2015年）5月9日、警察広報官は、2014年8月にハッサン・マトブ（Hassan Matovu）が警察から拷問と恐喝を受けたとされる事件の捜査の終結を報告し、この事件はDPPへ送致され、さらなる助言が求められた。しかし、（2015年）11月19日、ミティアナ（Mityana）地区のDPP事務所は、この事件を知らないと報告した。

UPDFは、2014年にヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）が文書にまとめ報告したAMISOMのウガンダ人要員およびブルンジ人要員による性的搾取及び虐待事件24件について、捜査を続けた。UPDFは2チームをソマリアに派遣して申し立ての捜査に当たらせ、そして5件を合意に基づく接触であると特定した。これらの事件のうち3件は、UPDF法第178条の下での良好な秩序と規律を損ねる行為を理由に軍法会議に掛けられたUPDF兵士に関連していた。（2015）年末時点で、性的な搾取及び虐待の告発に関するUPDFによる捜査は続いていた。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は依然として劣悪で、場合によっては生命を脅かすこともあった。深刻な問題の例として挙げられたのは、長期間に及ぶ裁判前拘留、過密、不十分な食料、そして職員不足であった。地元の人権団体は、人権イニシアティブ財団（Foundation for Human Rights Initiatives）（FHRI）を含め、治安部隊や刑務官が受刑者に対し、特に政府の刑務所、軍事施設、そして未登録の拘置施設で拷問を加えたという報告を受けた。強制労働の報告も相次いだ（第7節 b 項参照）。全国的に大部分の刑務所が、障害者を収容できる設計ではなかった。

物理的状況：全体的な過密が依然として問題であった。（2015年）9月30日、ウガンダ刑務所局（Uganda Prisons Service）（UPS）の広報官、フランク・ベイン（Frank Baine）は、受刑者最大収容定員 19,000 名のシステムに 45,000 名余りが収監されていると述べた。刑務所当局は過密を刑事司法制度のせいにし、それは事件を適時に処理していないとの理由であった。

中央の刑務所には女性受刑者向けの施設が別に設けられていたが、地方の刑務所における女性向けの業務や施設は、別々の監房を含め、一部の区域で不足していた。UPS は妊婦又は幼児を抱える母親を収容するための予算がなかったが、妊娠中の母親は全員、出産前ケア・サービスや特別食を受けていると主張した。出産前サービスを利用できない刑務所では、妊娠中の受刑者は最寄りの公立病院に委託された。（2015年）8月時点で、235名の乳児が母親と一緒に刑務所に滞在していた。一部の女性刑務所にはデイケア施設もあった。少年施設では空間不足のため、刑務所当局は未成年者を成人と一緒に刑務所に収容した。UHRC の観察によると、2014年に91名の少年が成人拘置施設に収容されていた。カンパラでは当局が裁判前被拘留者を、既に有罪判決を受けた受刑者と分けていたが、他では空間不足のため分けられていなかった。

前年と異なり、地元人権団体は虐待による受刑者死亡を全く報告しなかったが、FHRI が受けた報告によると、刑務所職員や受刑者仲間が受刑者に殴打や虐待を加えていた。

カンパラ以外では、一部の刑務所で食料、水、衣料、裁判所への受刑者輸送手段、ベッド、十分なインフラ、そして衛生設備が不足していた。UHRC は国内 247 箇所の刑務所のうち 180 箇所を検査した結果、検査対象のうち受刑者に 1 日 3 食を提供していたのはわずか 100 箇所であったと認めた。UHRC は、妊娠中の母親及び HIV/AIDS 感染者のニーズに応える準備があった刑務所は 23 箇所しかないと認めた。

運営：記録管理は依然、コンピューター不足及び他の技術的問題を背景に、問題であった。UPS の報告によると、10,542 名の未成年刑事犯が 2014 年から地域奉仕の選択権を与えられていた。

刑務諸当局には長官の職位に相当する当局者が居り、管理者と受刑者との間での苦情の調査と仲裁を担当していた。刑務所オンブズマンは苦情、争議又は死亡が発生した場合に検証又は解決が図られることの確保に責任を負う。刑務所当局は、未処理の苦情調査が溜まっていることを認めた。

独立的監視：未登録又は違法な拘置施設における状況に関する情報は限られていた。前年と異なり、地元の非政府機関（NGO）は、FHRIやヒューマン・ライツ・ネットワーク（Human Rights Network）（HURINET）を含め、違法又は未登録の拘置施設又は避難所に関する苦情を全く記録していなかった。報道や外国大使館に寄せられた未検証の報告によると、人々は正体不明の施設に収容された後、警察施設へ移送された。

当局は、国際NGO、国際赤十字委員会（ICRC）、外国使節団、及び地元NGOが、事前に通知した上で刑務所視察を実施することを許可した。FHRIは（2015）年中、31箇所の刑務所を検査した。

改善：政府は、刑務所の状況改善に向け、様々な措置を講じた。（2015年）4月、刑務所当局は1,228名の職員を採用し、刑務所職員総数は7,448名となった。刑務長官（Commissioner General of Prisons）、ジョン・ビアバシャイジャ（John Byabashaija）によると、職員のレベルはそれでもまだ不十分であった。UPSの報告によると、刑務所247箇所のうち水洗トイレのない残り58箇所に、水洗トイレを設置するための資金が配分された。

d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律ではそうした習慣を禁じているが、治安部隊はしばしば、反対派指導者、政治家、活動家、抗議活動者及びジャーナリストを含め、人々を恣意的に逮捕及び拘留した。

警察及び治安組織の役割

UPFは、内務省（Ministry of Internal Affairs）の管轄下に置かれ、法執行の一次的責任を負う。UPDFは国防省（Ministry of Defense）の管轄下に置かれ、対外安全保障を担当する。UPDF法では、UPDFが暴動又は他の平和撓乱の事態が発生した場合に民事当局を補助することも認めている。国内治安機関（Internal Security Organization）及び対外安全保障機関（External Security Organization）（安全保障省（Ministry of Security）に属する安全保障機関兼諜報機関）が時々、民間人を拘留することがあった。軍事諜報局長（Chieftaincy of Military Intelligence）は法律上はUPDFの権限の下に置かれ、反乱又はテロ活動の疑いのある民間人を拘留することができる。他の機関の例として特に、テロ対策局（Directorate of Counter Terrorism）、合同

諜報委員会 (Joint Intelligence Committee)、特殊部隊 (Special Forces Brigade)、特別歳入保護課 (Special Revenue Protection Unit)、一般諜報ネットワーク (Popular Intelligence Network)、そして国会諜報活動対策課 (State House Counterintelligence Unit) が挙げられる。

UPF は、低賃金や車両、機器及び訓練の不足を含め、限られた資源に制約された。UPF の監察課 (PSU) は警察による虐待の申し立てを、拷問、暴行、法に基づかない逮捕及び拘留、拘留中の死亡、事件関連資料の管理不行届き、そして汚職慣行を含め、調査した。UPF は刑事免責の告発の調査を担当する唯一の政府機関であった。(2015 年) 9 月時点で、PSU は警察官による人権侵害の申し立てを 172 件記録していた。

UHRC 及び国連人権高等弁務官事務所を含む国際機関と共同で、UPDF 及び UPF は国際的に認められている人権基準に関する研修を幹部職向けに行った。(2015) 年中、UHRC は 1,110 名の警察官を対象に、人権及び 2012 年拷問防止・禁止法 (Prevention and Prohibition of Torture Act) に関する研修を行った。UPF、UPDF 及び UPS は、それぞれの研修プログラムにおいて人権マニュアルも使用した。

UPF は、地域警察活動イニシアティブを通じ、民間人の若者を「犯罪防止者」として訓練した。犯罪防止者は、1~2 か月間の訓練を受け、容疑者を逮捕する権限を持ち、また名目上、地区警察指令官の権限の下に置かれる。訓練を受けたことのある犯罪防止者の人数に関する推定は変動した。UPF 当局者曰く、彼らの目標は国内の村毎に訓練を受けた犯罪防止者を 30 名ずつ配属することである。

(2015 年) 8 月 30 日、ブドゥダ (Bududa) 地区の犯罪防止者、デニス・ワングトゥ (Dennis Wangutu) が、サッカーボールを警察のポストにぶつけた 16 歳のダニエル・ワンザマ (Daniel Wanzama) を射殺した。警察はこの犯罪防止者と、警察署を担当していた或る警察官を逮捕した。報道によると、(2015) 年末時点で警察による捜査は続いていた。

刑事免責が問題であった。過剰な武力行使で告発された治安部隊将校の裁判は、捜査機構の弱さを背景に遅れることが多く、また場合によっては捜査或いは起訴すら行われなかった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律では、裁判官又は検察官に対し、逮捕実行前に逮捕令状の発行を要求しているが、現行犯逮捕又は犯人追跡中の逮捕は例外である。しかし、当局は他の状況で容疑者を無令状逮捕することも多かった。法律では当局に対し、容疑者を逮捕後 48 時間以内に告訴するよう要求しているが、当局は容疑者をもっと長く拘留することが多かった。当局は反テロ法

(Antiterrorism Law) の下で逮捕された容疑者を 120 日 (死罪での告訴の場合は 360 日) 以内に裁判に掛けるか、或いは保釈しなければならない。この期間の満了前に事件が裁判所に提起されれば、さらなる裁判前拘留に対する制限はない。法律では当局に対し、被拘留者に拘留理由を即座に伝えるよう要求しているが、当局は必ずしもそれを実践しなかった。法律では裁判官の裁量権による保釈を規定している。裁判官は概して保釈を認めたが、厳格な条件付きである。法律では被拘留者が弁護士に依頼できることを要求しているが、当局は被拘留者の多くに対し、代理人を立てる合法的権利を否認した。法律に従い、政府は死罪で告訴された貧しい被告人に弁護士を提供するが、弁護士を抱えておく資金を用意できた例はほとんどなかった。

(2015) 年中、隔離拘置の申し立ては激減した。2014 年と比べ対照的に、FHRI と HURINET は隔離拘置に関する申し立てを全く記録しなかった。しかし、或る外国大使館が、表示のない施設に隔離拘置された政治活動家に関する報告を受けた (第 3 節参照)。

恣意的な逮捕: 警察による搜索過程での恣意的な逮捕が依然として問題で、また予防的措置、反逆容疑、合法的命令への不服従、及び暴力犯罪の扇動を理由とする恣意的な逮捕も同様であった。

(2015 年) 10 月 15 日、警察は大統領の座を狙っていたキッサ・ベシゲ (Kizza Besigye) (野党民主変革フォーラム (FDC) の元党首) と、FDC 広報官、セムジャ・ンガンダ (Ssemujja Nganda) を逮捕及び拘留し、これは彼らがイガンガ (Iganga) 地区での集会及びカンパラ郊外の党事務所開設に出席することの阻止が目的であった。警察は両者を予防的に逮捕したが、それは警察が集会を選挙委員会規則に違反して開かれる「選挙運動」と見なしたためである。FDC は、この集会は合法的な「党員」イベントであると主張した。警察は同日中にベシゲとンガンダを釈放し、告訴はしなかった。

以前の数年間からの逮捕事件が複数、まだ裁判所で係争中であった。例えば、(2015 年) 11 月 5 日、活動家のジョナサン・オドゥル (Jonathan Odur) とデビッド・アングル (David Angulu) が、合法的命令の不服従と非合法的集会への参加を理由に 2014 年に逮捕された後、裁判所に再び出廷した。裁判所は彼らの事件を 2016 年 2 月 1 日まで休止した。

FDC 副選挙委員長、マイケル・カバジグルカ (Michael Kabaziguruka)、FDC のントウンガモ地区担当議長、ジョン・カリーベ (John Kareebe)、UPDF の元兵士、フレデリック・ナマラ (Frederick Namara)、そして小学校教員、ジョン・ルタゴルワ (John Rutagorwa) に対する 2012 年の反逆罪事件の裁判は、(2015) 年末までにまだ始まっていなかった。これらの容疑者は保釈されたが、裁判所に毎月報告するよう要求された。

裁判前の拘留：司法制度における未処理事件は日常的に、2～3年間に及ぶ裁判前拘留の原因となり、時には7年間に及ぶこともあった。UPSの報告によると、受刑者の54%が裁判前の被拘留者であった。

容疑者は長期間に及ぶ裁判前拘留に不満を訴えた。FHRIの報告によると、警察は2008年にモセス・トゥムシム（Moses Tumusime）を殺人容疑で逮捕した。彼が最後に裁判所に出廷したのは2008年のことで、まだキタリア（Kitalya）刑務所に拘留されていた。（2015年）11月、同刑務所担当官は、トゥムシムは再拘留中で、彼の訴状は2012年に高等裁判所に送られたと報告した。

恩赦：（2015年）6月、内務大臣は恩赦法（Amnesty Act）で規定された権限に基づき、同法を24か月間にわたり延長した。2000年以降、政府は戦争又は政府に対する武装反乱に関与した人々が犯した全ての犯罪について、包括的、無条件の恩赦を申し出た。（2015年）1月から6月にかけて、ウガンダ恩赦委員会（Uganda Amnesty Commission）は28件の事件を処理し、うち17件はLRA帰還者であった。

（2015年）4月8日、最高裁判所は元LRA反逆者、トーマス・クウォイエロ（Thomas Kwoyelo）に対し、高等裁判所国際犯罪部で審理を受けるよう命じ、2011年に憲法裁判所が下したクウォイエロは恩赦を受けるべきである旨の裁定を覆した（第5節参照）。

e 公正な公判の否定

憲法及び法律では司法の独立を規定し、政府は概してこの規定を尊重した。汚職、職員不足、及び非効率性が、下級裁判所において問題であった。当局は概して裁判所の命令を尊重した。

大統領は最高裁判所、上訴裁判所、及び高等裁判所の裁判官と、司法業務委員会（Judicial Service Commission）（裁判官任命に関する勧告を行う）の委員を、議会の承認を経て任命する。

最高裁判所、憲法裁判所、高等裁判所、及び下級裁判所における裁判官不足は、（2015）年中における司法の実現に影響を及ぼし、これは司法制度における定足数不足が、事件の聴聞が行われない可能性を意味したからである。（2015年）3月5日、2年近くの司法長官不在を経て、大統領は最高裁判所最上級裁判官、バート・カトゥリーベ（Bart Katureebe）を司法長官に任命した。

司法汚職は、特に下級裁判所で問題であった。メディアは収賄容疑で逮捕された判事の事例を多数報じた。(2015年)3月6日、弁護士のバカンパ・ブライアン・バリヤグマ(Bakampa Brian Baryaguma)は、2011年以来裁判前拘留されていた依頼人の保釈申請を届け出ようとしたところ、ナカワ(Nakawa)高等裁判所の職員から賄賂を要求されたと述べた。

UPDF 法第 119 条に従い、民間人の容疑者であっても、軍を武器で攻撃する、軍の将校を攻撃に帯同させる、或いは武器の不法所持を発見された場合、軍法会議による審理を受ける可能性がある。軍法では軍法会議上訴手続を規定している。上級 UPDF 指導者に限り、死刑を含め、判決の上訴を認めることができる。緊急と見なされる場合、軍当局は申し立てられた犯罪現場で現場軍法会議を召集することができる。同法では現場軍法会議での有罪判決の上訴を認めていない。

(2015年)8月7日、カセセ地区軍法会議は11名の民間人に殺人の有罪判決を下し、懲役25年を言い渡した(第1節 a 項参照)

裁判手続

司法行政制度が不十分であった結果、事件の未処理が深刻化し、公正で迅速な裁判を受ける権利を損ねた。推定無罪が存在する。非軍事裁判は全て公開裁判であり、陪審は使われない。被告人は適時に出席し、弁護士に相談する権利を有する。法律では政府に対し、死罪で告訴された貧しい被告人に弁護士を提供するよう要求しているが、弁護士を提供するための資金が用意されたことはほとんどなかった。法律により、被告人は反対側証人と対峙又は質問することができ、また自分側の証人及び証拠を提示することができる。当局は時々、この権利を尊重しないことがあった。この開示権は、慎重を期すべき事件においては絶対ではない。被告人は上訴権を有し、また抗弁に備える時間と便宜を十分に与えられた。被告人は自分に対する告訴について迅速かつ詳細に情報を提供される権利を有し、必要に応じて通訳を無償で付ける権利を有する。被告人は証言又は有罪告白を強制されてはならない。これらの権利は全ての集団に与えられる。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

(2015)年中、当局は複数の反対派の政治家及び活動家を、短期間、政治的動機による理由で拘留した(第3節参照)。うち多数を当局は不起訴釈放したが、他についてはテロ行為、反逆、暴力扇動、違法会合開催及び職権乱用などの罪状で告訴した。

(2015年)7月9日、警察は大統領の座を狙っていた2名、即ち FDC のキッサ・ベシゲと元

首相のアママ・ムババジをそれぞれ別の事件で逮捕し、拘留した。彼らが計画していた政治的協議や一般集会に出席できる前に、警察は両者を予防的に逮捕した。警察はベンゲの逮捕理由について、「治安を損ねる」彼の意図を示唆する諜報にあると主張した。警察はさらに、ムババジが計画していた集会は違法であり、それは彼の政党が彼を大統領就任希望者として承認しておらず、彼が計画していた集会は公共秩序管理法（Public Order Management Act）に違反するものであったからであると述べた。両者とも嫌疑を否定し、同日中に釈放された。

民主党（Democratic Party）活動家、アネット・ナムワンガ（Annet Namwanga）及び他の9名に対する、2011年のテロ行為訴訟が係争中で、容疑者はまだ保釈中であった。次回聴聞は2016年3月14日に予定されていた。

民事上の訴訟手続及び救済方法

民事事案においては独立かつ公平な司法制度が存在する。被害者は人権侵害事件を通常の裁判制度又はUHRC経由で報告することができ、UHRCは憲法の下で司法権限を有する。これらの権限には被拘留者の釈放を命ずる権限、被害者に補償を支払う権限、そして仲裁など法律上及び行政上の救済方法を追求する権限が含まれる。被害者は自分の事件を上訴裁判所へ、またその後、最高裁判所へ上訴することができるが、国際地域裁判所に上訴することはできない。民事裁判所とUHRCは人権侵害の犯人に刑事責任を負わせる能力がなく、また官僚主義的遅延が、財務的補償を認めた判決の執行を阻害していた。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

憲法及び法律ではそうした行為を禁じているが、政府がこれらの禁止の尊重を怠ったという報告が複数あった。警察は必ずしも、民家や事務所に立ち入る際、法律により要求される通りに捜索令状を取得しなかった。

反テロ法及び通信傍受規制法案（Regulation of Interception of Communications Bill）では、政府の治安機関がテロ関連犯罪と闘う努力の一環として私的会話を傍受することを認めている。政府は両方の制定法を活用して電話やインターネット通信を監視した。

政府は大学生や政府当局者（司法当局者を含む）に対し、「チャカ・ムチャカ（chaka mchaka）」として知られる、NRMの政治教育及び軍事科学研修課程への参加を奨励した。政府はこれらの課程は義務的でないとは主張した一方、人権活動家や反対派政治家の報告によると、当局は公務員や学生に参加するよう圧力を掛けた。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法及び法律では言論及び報道の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を制限した。

言論及び表現の自由：治安部隊や政府当局者は時々、ラジオ局のプレゼンターや政治的指導者が政府を批判する言明を行った場合に尋問及び拘留し、そして名誉毀損法や国家安全保障を、言論の自由を制限する根拠に使った。

(2015年)7月21日、警察はジャル・フレッシュ (Jal Fresh) というラジオ・トーク番組の司会者、パイラ・ボニー (Payira Bonny) と番組でのパネリスト3名、オコット・トーマス (Okot Thomas)、オキアク・シルバ (Okyak Silva)、そしてアグウェン・サミュエル (Agwen Samuel) を、地元地域での道路事業を彼らが批判した際に大統領に対して口汚い言葉を使ったという嫌疑で逮捕し、拘留した。警察は4名を三晩にわたり拘留した後、保釈金を積ませて釈放した。パイラ曰く、ラジオ局の経営者がトーク番組を打ち切り、彼を一時停職させた。

前年と異なり、大統領後継者に関する討論会を学生に開催させないよう、政府当局者が学校での一般集会を監視したという報告はなかった。

報道の自由：UPFのメディア犯罪課 (Media Crimes Unit) は、全てのラジオ、テレビ及び出版メディアを綿密に監視し、また治安部隊は多数のジャーナリストに嫌がらせ、脅迫及び逮捕を行った。農村部に民放ラジオ局が存在したが、政府当局者や与党党員がそれらのうち多数を所有し、報道制限を課した。

(2015年)7月8日、ウガンダ通信委員会 (Uganda Communications Commission) の専務理事、ゴッドfrey・ムタバジ (Godfrey Mutabazi) は全ての放送局へ、「バランスの欠如、センセーショナリズム、扇動、口汚い言葉、そして無認可及び信頼できない情報源への依拠など、否定的及び非専門的な傾向」を禁ずる指令を出した。ムタバジはこの指令の根拠を、ウガンダ通信委員会法第31条に置いた。

(2015年)10月14日、警察監察長官 (Inspector General of Police) のケール・カイフラ (Kale Kayihura) はメディアに対し公然と、反対派の行事の報道について警告した。カイフラは一部のジャーナリストを、反対派グループに紛れ込んでいるとの理由で告発し、そして派閥政治に関わるメディア構成員を誰でも「追いかける用意がある」と述べた。

暴力と嫌がらせ：治安部隊はジャーナリストに暴行、嫌がらせ、脅迫を行った。(2015年)1月12日、カンパラ管区警察指令官、ジョラム・ムウェシゲ (Joram Mwesigye) は、失業に対する或る若者の抗議を取り上げた2名のジャーナリストを殴打した。これらのジャーナリスト、アンドリュー・ルワンガ (Andrew Lwanga) とジョセフ・セッティンバ (Joseph Ssettimba) は殴打が原因で入院した。

警察はジャーナリストを恣意的に逮捕及び拘留した。(2015年)8月2日、警察はエシャト・パブリケーションズ (Eshato Publications) 社のピソン・ムギジ (Pison Mugizi) とロバート・ビンガナ (Robert Bingana) を、大統領の座を狙っていたアマム・ムババジからの一般市民へのメッセージを掲載した雑誌の出版を理由に逮捕した。北アンコレ (Ankole) 教区はエシャト・パブリケーションズと、新しい主教を神聖化するための雑誌を制作する契約を交わした。出版資金を拠出するため、同社は主教を祝いたい人々へ広告スペースを販売し、ムババジからの有料の祝賀メッセージもこれに含まれた。治安部隊はこの雑誌を、既に流通していたものを含め、全て没収した。ムギジとビンガナは不起訴釈放された。

(2015年)9月23日、テロ対策警察は裁判所担当記者、デリック・キヨンガ (Derrick Kiyonga) を、2010年の或るテロ事件における複数の容疑者からのメッセージを彼らの弁護士へ渡したとの理由で逮捕及び拘留した。主席裁判官、アルフォンセ・オウィニー・ドロ (Alphonse Owiny Dollo) は裁判手続を、警察がその日に後でキヨンガを出廷させるまで引き延ばし、ジャーナリストに対する脅迫について警察に警告した。警察の副広報官は、キヨンガは「これとは違う仕事の実行」を理由に逮捕されたのだと述べた。警察は同日、キヨンガを不起訴釈放した。

(2015年)7月3日、憲法裁判所はオブザーバー (*Observer*) 紙のジャーナリスト、デビッド・タシュ・ルム (David Tash Lumu) 及びスラマイン・カカイレ (Sulamain Kakaire) に対する議会からの禁止令を無効とした。2013年に議会報道官、レベッカ・カダガ (Rebecca Kadaga) がこれらのジャーナリストに対し、彼女が事実無根と主張する記事を彼らが公表した後、議会の取材を禁じていた。また憲法裁判所は議会に対し、ルムとカカイレの議会への出入りを許可するようにも命じた。

検閲又は内容の制限：政府による脅迫又は嫌がらせを避けるため、出版者や放送局の多数のジャーナリストが自己検閲を、特に、大統領又はその家族、与党 NRM 党の上級党員、治安部隊、或いは石油資源の探索及び使用に関する報道を行う際に実践した。農村部の多数のラジオ局の主張によると、匿名の政府当局者から反対派政治家に放送時間を提供しないよう命じられ、また警察が複数のラジオ司会者を、反対派メンバーを番組に出演させたことについて尋問した。多数の活動家が、当局が映像、特に抗議行動又はデモの映像を検閲していると報告した。アフリカ中央メディア研究所 (African Center for Media Excellence) によると、編

集者へジャーナリストによる自己検閲が蔓延しており、その原因は総じて、政府や大企業に関する否定的記事が広告収入に悪影響を及ぼす可能性があるという懸念にあった。

(2015年)7月21日、NRM所属国会議員であり同党の元地区議長のモセス・バリエク (Moses Balyeku) が所有するババ (Baba) FM 放送局の経営陣が、報告によると、反対派指導者、キツザ・ベシゲが出演した1時間半のトーク番組の放送を5分間止めた。経営陣はさらに、イノセント・アニョレ (Innocent Anyole) とデビッド・イサビリエ (David Isabirye) を、ベシゲを出演させたことを理由に停職処分にした。3人目のジャーナリスト、アルトン・カソロ (Alton Kasolo) は、報告によると、フェイスブックの自分のページに反対派を支持するメッセージを投稿したために停職処分を受けた。

名誉毀損法：当局は名誉毀損法を、政府当局者に対する批判を抑止する目的で使用した。ジャーナリストのためのヒューマン・ライツ・ネットワーク (Human Rights Network for Journalists) の報告によると、(2015年)11月時点で8名のジャーナリストが名誉毀損で訴えられていた。

(2015年)4月22日、ブシェニ (Bushenyi) 地区で、警察はザドック・アマニサ (Zadock Amanyisa) を、彼が治安大臣、マリー・カルート・オクルト (Mary Karoro Okurut) の演説を批判した後、「虚偽のニュースの公表」を理由に逮捕した。警察は、このジャーナリストを当初は刑法 (Penal Code Act) 第50条の下で逮捕したことを認めたが、この法律は2004年に憲法違反と宣言され、廃止されていた。当局は最終的にこのジャーナリストに対する告訴を取り下げた。

インターネットの自由

政府がインターネットへのアクセスを制限又は妨害した、或いはインターネット上のコンテンツを検閲したという報告はなかった。政府はインターネット通信を反テロ法、通信傍受規制法案、そしてコンピューター悪用規制法 (Computer Misuse Act) に従って監視した。国際電気通信連合 (International Telecommunication Union) からの2014年の統計によると、(2015)年中の国民のインターネット利用率は約18%であった。

(2015年)1月8日、ウガンダ通信委員会と警察は、インターネット利用者及びインターネット上で公表されるコンテンツに関する情報を共有する旨の覚書を交わした。政府は治安担当機関内に複数のサイバー担当課を維持した。(2015)年全体にわたり、当局者はソーシャル・メディア・プラットフォームに対する制限の可能性を警告した。例えば、(2015年)9月17日、内務大臣、ジェームズ・ババ (James Baba) はソーシャル・メディアの悪用を禁ずると警告し、また嘘や悪意のある情報を拡散するためにソーシャル・メディアを使用した者を厳重に取り締まる法的枠組を政府が創出する意向であると述べた。

(2015年)6月8日、警察はロバート・シャカ (Robert Shaka) を、コンピューター悪用規制法第25条の下、「攻撃的な通信」をトム・ボタイル・オクワリング (Tom Voltaire Okwalinga) という偽名を使ってインターネット上で公表したとの嫌疑で逮捕した。シャカはコンピューター悪用規制法の下で告訴された初の人物であった。警察の申し立てによると、シャカは大統領の健康に関する言明をフェイスブックに投稿したことにより、大統領のプライバシーを侵害した。彼は保釈され、(2015)年末時点で事件は係争中であった。

学問の自由と文化的行事

前年と異なり、政府は概して学問の自由を尊重した。当局はウガンダ国家科学技術評議会 (Uganda National Council for Science and Technology) からの研究許可を要求したが、大学当局者からは不必要な遅延又は政治的干渉の報告はなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法では集会及び結社の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を尊重しなかった。2013年公共秩序管理法では集会の企画又は主催を希望する人々に多大な官僚主義的負担を課し、また UPF に集会を阻止する権限を与えている。反対派や市民団体の活動家の報告によると、UPF は日常的に、専門的事項に関する許可を否認した。多数の事例において、UPF は一般集会開催許可請求に対して公式回答を出さず、申請者に集会を行わないよう指示したり、或いは許可を受けて開かれた会合を解散させたりした。

(2015年)3月20日、警察は全国失業者協会 (National Association of the Unemployed) がカンパラ郊外のナティエテ (Nateete) で主催した集会を解散させた。警察は機動隊、警察犬、そして催涙ガス・トラック4台を配備し、次いで会場を封鎖したが、その理由は、反対派指導者、キッサ・ベシゲがその集会で挨拶する予定であったためであった。警察の主張によると、ベシゲの出席は「平和を乱し、混乱を引き起こす」と予想された。主催者は、当局は(2015年)3月19日にイベント開催許可を出していたと主張した。

野党や、NRM 党員でもムセベニ大統領及び彼による支配の継続に批判的な人々、そして市民団体の批判筋は、当局が特に集会の権利を制限したと主張した。

(2015年)9月9日、少なくとも4名が、警察官3名を含め、大統領の座を狙うアママ・ム

ムバジのジンジャ地区での集会を目的に集まった群衆を警察が解散させた際に負傷した。当局の主張によると、大統領選挙運動期間はまだ始まっておらず、従ってムバジが選挙運動型の一般州会を開催したのは違法であった。反対派指導者の指摘によると、当局は大統領及び与党 NRM が同様の集会やイベントを開催する場合は許可した。

メディアは、大統領支持者が主催する会合を警察が積極的に推進した事例もいくつか報じた。例えば、(2015 年) 6 月 22 日、NRM 青年部がカンパラ郊外のキセニ (Kisenyi) で集会を開催し、その際、若者担当大臣、イブリン・アニテ (Evelyn Anite) が大統領の立候補を宣伝した。地区警察指令官、エマニュエル・オカムリンガ (Emmanuel Ocamringa) 曰く、この集会は与党 NRM がこの地域を「敏感にさせる」必要があったから許可された。

警察は合法的に有する「予防的逮捕」の権限を反対派指導者への嫌がらせに利用し、この権限により警察は人々を排除及び拘留することができ、犯罪の実行防止に繋がる。警察は複数の反対派指導者を集会や行進の開催準備段階で予防的に逮捕し、後で釈放した。何度か、警察はベシゲ及び他の反対派指導者を自宅に軟禁し、イベントに参加できないようにした。例えば、(2015 年) 5 月 20 日、警察は予防的逮捕を使って、ベシゲとエリアス・ルクワゴ (Erias Lukwago) が自宅を出ようとしたところを制止し、その結果、彼らは憲法改革案について協議すべく招聘されていた議会委員会会合に出席できなかった。警察はこれら 2 名の指導者を、混乱を引き起こそうとしていたとの理由で告発した。

警察はしばしば、抗議集会や一般集会の解散、或いは反対派活動家の逮捕を目的に、過剰な武力を行使した。(2015 年) 10 月 10 日、警察は大統領の座を狙うキッサ・ベシゲが計画されていた党集会のためルクンギリ (Rukungiri) 地区へ移動することを阻止すべく、道路封鎖手段としてスパイクを仕掛けることにより、連続的な自動車衝突事故を引き起こした。巻き込まれた人々の主張によると、警察はグループと一緒に移動中であった或る女性活動家を乱暴に扱い、衣服を脱がせたとされる一方、警察は、この女性は抗議の一環として自分で服を抜いたのだと主張した。警察は計画されていた集会を違法と宣言し、ベシゲ支持者 6 名を逮捕した。

警察は日常的に人々を、大抵は反対派の若者を、不法集会を理由に逮捕した。(2015 年) 7 月 10 日、警察は、(2015 年) 7 月 9 日に大統領の座を狙うアママ・ムババジとキッサ・ベシゲが逮捕された件を記者会見の場で非難した 18 名の若手活動家を逮捕した。

結社の自由

憲法及び法律では結社の自由を規定しているが、政府は必ずしもこの権利を尊重しなかった。

法律では NGO 活動を制限し、また登録を希望する NGO に対し、地元行政機関及びコミュニティ当局者から承認書簡を取得するよう要求している。登録されればある程度の法的保護が与えられ、NGO は地元銀行に口座を開設できるようになる。NGO 登録承認を担当する政府の規制機関である NGO 委員会は内務省に属し、また治安部隊を含む様々な政府省庁からの代表者で構成される。法律の差別的側面により、LGBTI 団体は NGO として登録することができない（第 6 節参照）。組織はウガンダ登録業務局（Uganda Registration Services Bureau）（URSB）を通じて「保証有限責任会社」として登録することもできる。

（2015 年）11 月 26 日、議会は NGO 向けに「貢献する実現環境を提供すること」と NGO 活動を「登録、規制、調整及び監視すること」を狙いとする、2015 年非政府機関法（Nongovernmental Organizations Act）を可決した。議会は法案について市民団体指導者と密接に協力し、そして市民団体からの勧告の大部分を議会委員会報告書において採択した。この報告書は最終法案に盛り込まれた一方、議会は「特別義務」に関する条項をそのまま残し、この条項は NGO に対し、活動開始前に地元 NGO 監視委員会及び地元行政機関から承認を得ることを要求し、また NGO が「ウガンダの利益及びウガンダ国民の尊厳を損ねる」行為に関与することを禁ずるものである。（2015）年末までに、大統領はこの法案にまだ署名していなかった。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法及び法律では国内移動、海外渡航、国外移住及び本国送還の自由を規定している。政府は時々、これらの権利を制限した。

政府は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び他の人道支援機関と協力して、国内避難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者及び他の関心対象者へ、保護と支援を提供した。

海外渡航：既婚女性は、自分のパスポートに子どもを記載するためのパスポート申請について、夫から書面で許可を得なければならない。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位の認定を規定し、政府は難民に保護を提供するための制度を既に確立した。(2015年)11月時点で、UNHCRは政府と共同で、様々な国籍の難民及び亡命希望者を推定507,000名、登録していた。これらのうち210,000名がDRCから、186,000名が南スーダンから来た人々であった。他の出身国にはソマリア、ルワンダ、及びブルンジが含まれた。政府は一時的保護、再定住及び他の長期的対策を含め、難民に十分な保護を提供した。

(2015年)8月時点で国内に20,264名の亡命希望者が居た。UNHCRによると、政府は未処理案件の解消においてほとんど進歩がなかったが、それは難民上訴委員会(Refugee Appeals Board)が2014年8月、つまり以前の委員会の任期満了以来、機能していなかったためである。

政府は、中止条項の実施及び1999年より前にウガンダに到着した約4,000名のルワンダ人難民に付与された包括的難民地位の向上を掲げたUNHCRの2012-13年勧告を遂行しなかった。それとは別に、首相は(2015年)5月、1999年より前に到着した4,000名のルワンダ人難民を含め、約15,000名の長期難民が現地に溶け込むための法的枠組を提供すると誓約した。

国際難民権利イニシアティブ(International Refugee Rights Initiative)からの(2015年)9月の報告書によると、イスラエルがアフリカ人(大部分はスーダン人とエリトリア人)移住者及び亡命希望者をウガンダとルワンダに移送したとのことであった。この件の調査を進めていたウガンダ政府は、そうした移送を許可する旨のイスラエル政府との如何なる合意も否認した。

ルフルマン：2013年、政府は注目を集めたルワンダ人難民、ジョエル・ムタバジ(Joel Mutabazi)(ルワンダ大統領、ポール・カガメ(Paul Kagame)の元随員)を追放し、彼の難民地位を無視して身柄をルワンダ治安部隊に引き渡した。担当官であったジョエル・アグマ(Joel Aguma)はこの件での役割を理由に停職処分となった。しかし、(2015年)7月20日、警察監察長官はアグマをUPFの犯罪諜報局(Crime Intelligence Directorate)の副局長に昇進させた。

基本的サービスの利用：政府は、公衆衛生、教育及び他のサービスを、難民が市民と同様に無償で利用することを許可した。サービスを求めていた一部の難民に対する、言葉の壁又は外国人嫌いに起因する差別の事例報告が複数あった。首相府難民委員会(Refugee Commission of the Office of the Prime Minister)、UNHCR及びその実施パートナー、そして他にも複数のNGOが、アクセスに対する障壁の低減に取り組んだ。

(2015年)1月9日、政府は難民法プロジェクト(Refugee Law Project)(RLP)の活動再開を認める旨の覚書を締結した。RLPはカンパラのマケレレ大学法学部(Makerere University School of Law)を拠点とし、性別に基づく暴力や性的暴力の被害者を含め、難民に法務サービスを提供するプロジェクトであるが、2014年3月に同性愛禁止法(Anti-Homosexuality Act)成立の影響で休止となり、同法が破棄された後もなお休止したままであった(第6節参照)。人道支援パートナーの推定によると、政府がRLPを休止させたことにより、数千名もの少数派の人々や脆弱な難民が、法的支援、医療支援及び他の支援を受けられなくなった。

恒久的解決策：政府は諸外国からの再定住目的での難民を受け入れなかったが、諸外国での難民再定住に向けたUNHCRの取り組みを推進した。政府は難民の自宅への安全な自主的帰還を支援した。UNHCRの報告によると、DRCからの難民のうちDRCへ自主的に帰還した1,204名のほとんどが、(2015)年中にウガンダへ戻ってきた。

2010年10月6日にRLPから提出された請願への対応として、ウガンダ憲法裁判所は、帰化を通じた市民権を難民も取得できるという裁定を下した。帰化を通じた市民権は、国内での合計20年間の居住期間が必要であるが、多数の長期在住難民が既にこの要件を満たし、これには政府による合法的な地元への融合の対象とされる15,000名の難民の大部分が含まれる。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法及び法律では市民に、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な定期的選挙を通じて政府を交代させる能力を与えている。2011年の大統領選挙及び国会議員選挙は、以前の選挙に比べ改善が際立っていたが、それでもなお深刻な非正規性によって台無しにされた。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：2011年、ウガンダは1986年に大統領が権力を握って以来、4回目(2回目の多党)大統領選挙と議会選挙を行った。大統領は得票率68%で再選を勝ち取った。FDC党首、キッサ・ベシゲが26%で第2位であった。与党NRM党は375名((2015)年末時点では381名)の議員から成る一院制議会において、議席の約75%を獲得した。選挙運動期間と選挙は総じて平和的であった一方、国内外の選挙観測筋が、いくつかの深刻な非正規性を指摘した。問題の例として、選挙前と選挙中における支持者獲得のための政府の資源流用、NRM候補者向けの不公正なメディアへのアクセス、反対派候補者にとってのアクセス制限、投票日における治安部隊の大規模な配備、政府による脅迫、無秩序な投票所、そして投票者名簿からの多数の投票者名の記載漏れが挙げられた。加えて、野党は選挙委員会が独立性を欠い

ていると主張した。

政党及び政治的な参加：選挙委員会によると、(2015年)8月時点で29の政党が登録されていた。

与党 NRM 党は制限を受けずに活動し、日常的に集会を開き、政治活動を実施した。当局はしばしば、主な野党の活動を、公共デモ開催許可の拒否や、野党指導者が地元ラジオ局で取材を受けることの阻止により、制限した。警察は反対派指導者の集会を催涙ガスを使って解散させ、また反対派グループに属する若手活動家を逮捕した(第2節 b 項参照)。

(2015年)6月13日、ムバララ(Mbarara)の警察が、大統領の座を狙うアママ・ムババジと共に数名の若者を、デモの計画、ムババジのポスター掲示、そして帽子、T シャツ及びステッカーなどムババジの選挙運動用品の所持を理由に逮捕した。報道によると、警察がムババジの選挙運動材料を排除していた一方でムセベニ大統領のポスターや選挙運動材料は許可していた理由を尋ねられた際、警察の広報官、フレッド・エナンガ(Fred Enanga)は、「大統領は名誉の泉であり、彼は如何なる行動についても絶対的刑事免責を享受し、構造的優位を享受する。皆さんは如何なる状況下でも彼の写真を引き下ろすことすら許されない」と述べた。

反対派活動家は、政府は政治的動機による短期間の失踪に責任があると主張した。例えば、(2015年)8月19日、正体不明の複数の男が、反対派活動家集団である無職組合(Jobless Brotherhood)を率いるノーマン・トゥムヒンビセ(Norman Tumuhimbise)を拘留し、そして(2015年)8月25日まで、所在地不明の場所に収容し、弁護士へのアクセス又は他の憲法上の保護を与えられなかった。当局は、政治的動機による失踪への関与を一切否認した。

女性及びマイノリティーの参加：法律では、選挙において以下の通り、特別利益集団のための議席を用意するよう要求している：女性に112議席、組織労働者に5議席、障害者に5議席、若者に5議席、及びUPDFに10議席。政府が支援する単一のNGOによって企画された、不透明な「選挙人団」が、5名の障害者を選出した。(2015年)9月29日、憲法裁判所はUPDF、組織労働者、及び若者向けの特別利益MP枠を無効とした。この裁定は、特別利益集団を代表するMPの選出プロセスに異議を唱える形で2010年に提出された一連の請願に端を発した。(2015年)11月26日、議会は議会選挙法を改正してUPDF、組織労働者及び若者のMP枠を復活させた。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

2009年汚職防止法（Anticorruption Act）では、有罪判決の場合の最長12年の懲役を含む、公務員汚職に対する刑事罰を規定している。政府はこの法律を効果的に実施せず、当局者は頻繁に汚職慣行に関与し、刑事責任を免れた。汚職対策を担当する政府機関の例として政府監察局（Inspectorate of Government）DPP、高等裁判所汚職防止部（ACD）、議会公共会計委員会（Parliament's Public Accounts Committee）、警察の犯罪捜査部（Criminal Investigation Division）そして民族・品位局（Directorate for Ethics and Integrity）が挙げられた。これらの機関は、政府の最高レベルでの汚職との闘いに向けた政治的意欲を欠き、多数の汚職事件が何年にもわたり係争中のままであった。（2015年）3月、監査総監は2014年6月を期末とする会計年度に関する年次報告書を公表した。この報告書は、政府の諸部門がますます、財務的規律を欠き、資金の喪失又は資金の説明責任の不履行に繋がった。

（2015年）10月15日、大統領は2013年汚職防止法改正案に署名し、議会はこれを（2015年）7月7日に可決した。この法案では2009年汚職防止法における刑事罰を保持し、そして有罪判決を受けた人々の財産の義務的没収を追加した。また、汚職関連犯罪について法的責任を負う人々の分類範囲も拡大し、政治的指導者及び民間企業も含まれるようになった。

警察は贈収賄、強要及び汚職に加担した複数の警察官を逮捕し、停職処分とした。当局は複数の判事及び裁判所職員を、偽造のほか、贈収賄でも逮捕した。

汚職：（2015年）7月29日、ACDは議会予算室（Parliament Budget Office）の元室長、サムエル・ワニヤカ（Samuel Wanyaka）に、8億2,200万シリング（225,000ドル）を超える横領罪により懲役10年を言い渡した。2009年汚職防止法第46条の下、裁判所はワニヤカに対し、10年間は如何なる政府主体にも雇用されることを禁じ、また横領した金銭の返還を命じた。しかし、報道によると、政府観察局長（IGG）からの抗議をよそに、議会はワニヤカに給与をまだ支給していた。IGGは或る内部告発者が訴状を提起した後、2013年に議会予算室の捜査を開始した。

（2015年）4月15日、裁判所は、公共サービス省及び財務省の当局者が2,605名の架空年金受給者をでっち上げた後に政府が1,650億シリング（4,500万ドル）を超える損失を出した、2013年の年金詐欺に関連する、或る事件を棄却した。裁判所はこの事件を、政府が2年近くも証人を出さなかったため、取り下げた。事件を担当していた刑事が数名の容疑者から賄賂を受け取ったらしいという報告を受け、警察の監察長官は刑事を異動させ、そして（2015年）8月19日、DPPは訴訟を復活させた。（2015年）8月30日、ACDは容疑者の保釈を拒否し、ルジラ（Luzira）刑務所に再拘留した。（2015）年末時点でこの事件は係争中であった。

2014年のウガンダ国家道路庁（Uganda National Roads Authority）（UNRA）の捜査が続いてい

た。(2015年)8月、当局は、政府が247億シリング(680万ドル)の損失を出した、ムコノ(Mukono)からカトシ(Katosi)までの46マイルの道路建設プロジェクトの入札を中心とする論争を巡り、UNRAの最高幹部4名を停職処分とした。(2015年)7月2日、大統領から任命された司法委員会が、UNRAでの汚職に関する捜査を開始した。(2015年)7月28日、IGGは、UNRAに関する別の捜査過程で、元公共事業・運輸担当大臣、アブラハム・ビアンダラ(Abraham Byandala)のほか、契約に関与した5名に対する告訴を提起した。ビアンダラ及び共に起訴された被告は24件の詐欺、汚職、職権乱用及び利益誘導に問われた。ACDは容疑者を刑務所に再拘留し、保釈を認めた。(2015年)9月29日、UNRAの高官は、同庁の再建の一環として、残りのUNRA職員全員の解除を発表したが、解除された職員は同庁への復職を申請してもよい旨、指摘した。(2015)年末時点でこの事件は係争中であった。

資産公開：公務員は、就任時及び退任時に自分の所得と資産を開示するよう要求される。IGGは法令遵守状況の監視に責任を負い、罰則には警告又は注意、降格、解雇、及び休職が含まれる。政府は選択的に資産公開関連法を執行し、推定25,000名の公務員が、配偶者及び被扶養児童にも適用される隔年報告要件の対象とされた。IGGによると、(2015年)3月22日時点で、22,500名の公務員が保有資産を申告していた。

情報の一般公開：2005年情報公開(Access to Information)(ATI)法では、政府情報の一般公開を規定しているが、政府がそうした情報を公開することはほとんどなかった。同法では個人がどの政府部門についても情報公開を請願することを認めている。しかし、秘密法(Secrecy Act)では公務員が情報を明かすことを禁じている。

ATI法では、政府保有情報の公開請求者は20,000シリング(5ドル)を支払う旨、規定している。情報開示は安全保障上又は主権上の理由により拒否される場合があり、また同法では内部紛争解決プロセス又は裁判所を通じた救済策を規定している。

(2015年)2月6日、治安判事裁判所(Chief Magistrates Court)は、市民が政府に情報公開を求める憲法上の権利を支持し、請求理由の如何を問わないとした。しかし、政府における透明性を促進する地元NGOである、調査メディアのためのハブ(Hub for Investigative Media)(HIM)の指摘によると、多数の公務員が法律要件を知らず、情報請求の大部分が不適切に拒否された。(2015年)1月から8月にかけて、HIMは52件のATI請求を提出したが、許可されたのは2件であった。HIMは拒否された請求全てについて、裁判所に訴訟を起こした。裁判所はこれらの訴訟のうち3件で判決を出し、いずれもHIMに有利な判決であった。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際的な人権団体の一部が、政府からの制限を受けずに活動し、人権関連事件を調査し、所見を公表していた。当局は地元の LGBTI 関連団体の公式な地位を、差別的な法律を背景に拒否して登録を妨げていたが、一方でガバナンス、人権、及び政治的参加の分野に取り組む NGO が時々、異常な監視を受けたり、閉鎖を盾に脅されることもあった。

(2015 年) 2 月 16 日、組織を「保証有限責任」会社として登録する業務を担当する URSB が、セクシャル・マイノリティーズ・ウガンダ (Sexual Minorities Uganda) が 2012 年に行った名称留保申請、即ち登録に必要な第 1 段階を却下した。同局はその名称について、2012 年会社法 (Companies Act) の第 35 条、即ち登録機関は「登録機関の見解において望ましくない」名称を拒否することができるという規定を引き合いに出して却下した。

(2015 年) 7 月 3 日、内務大臣は NGO 委員会へ、大臣の主張によると党派的政治活動に関与していたとされる地元 NGO、グレート・レイクス戦略研究機構 (Great Lakes Institute for Strategic Studies) を調査し、場合によっては登録抹消するよう要請した。

政府は地元及び国際的な人権団体の関心事に対する反応が鈍いことが多かった。例えば、(2015 年) 7 月 19 日、窃盗団がウガンダ土地連盟 (Uganda Land Alliance) (ULA) の事務所に押し入り、警備員 1 名を殺害し、コンピューター 3 台とサーバー 1 台を盗んだ。ULA の専務理事、エドモンド・オウォル (Edmond Owor) 曰く、警察は捜査を始めるための金銭を ULA に要求した。(2015) 年末時点で容疑者は逮捕されていなかった。

(2015 年) 3 月、タンザニア当局は ADF 指導者、ジャミル・ムクル (Jamil Mukulu) を、1998 年に起こった大学学生寮襲撃事件に関連するジュネーブ条約違反を理由にウガンダ政府が発行していた INTERPOL レッド・ノーティス (Red Notice) に従って逮捕した。(2015 年) 7 月、タンザニア政府はムクルを引き渡し、ムクルは 7 件の加重殺人罪で起訴された。(2015 年) 8 月、警察は戦争犯罪及び人道に対する犯罪を理由とする追加告訴の可能性を発表した。(2015 年) 10 月 20 日、ムクルの弁護士、カレブ・アラカ (Caleb Alaka) は、ムクルが反逆罪、殺人罪及びテロ行為で起訴されたと報告した。アラカは、身柄引き渡し以降、依頼主に面会できない状況であると申し立てていたが、裁判所監察官に訴状を提出した。

(2015 年) 4 月 8 日、最高裁判所は元 LRA 反逆者、トーマス・クウォイエロの裁判を、ウガンダ高等裁判所国際犯罪部で再開するよう命じた。2011 年に憲法裁判所はクウォイエロに恩赦を与え、刑務所からの釈放を命じていた。この命令をよそにクウォイエロは収監されたままで、(2015 年) 4 月、最高裁判所は憲法裁判所の裁定を覆した (第 1 節 d 項参照)。最高裁判所は裁定の中で、係る行為はジュネーブ条約の重大違反、大虐殺、罪のない民間人の意図

的殺害及びその他、軍事的必要性を伴わない民間人又はコミュニティに対して犯された重大犯罪には当たらないが、ウガンダの法律及びウガンダの国際条約義務の下では違法である、との見解を示した。また最高裁判所は、係る行為は DPP の憲法上の権限を侵害するものではなく、また政府はクウォイエロを恩赦の否認によって差別したわけではなく、何故なら彼に対する告訴の性質を踏まえれば、彼は恩赦を与えられる資格がないからである、との見解を示した。難民法プロジェクト (Refugee Law Project)、ENOUGH プロジェクト、チャプター・フォー (Chapter Four)、及びウガンダ法学会 (Uganda Law Society) から集まった暫定的な司法活動家集団は、この裁定は LRA による残虐行為に対する包括的恩赦を排除し、被害者にとっては正義の報いをもたらすものである、と述べた。DPP によると、クウォイエロはジュネーブ条約法の下で 12 件、そして刑法の下で 53 件の、LRA 時代における申し立てられた残虐行為の計画、指揮及び実行による告訴を受けていた。彼の裁判は 2016 年に再開予定であった。

政府の人権団体：UHRC は、憲法により、人権侵害の申し立ての調査、被拘留者の釈放の指示、及び虐待被害者への補償を行う、準司法権限を付託された機関である。大統領は、委員長及び委員から成る委員会を任命する。しかし、(2015 年) 4 月に委員長及び 3 名の委員の契約が満了となり、委員会には 2 名の現役委員が残るだけとなった。UHRC は業務を継続したが、定足数不足のため、開廷又は聴聞を行うことができなかった。UHRC は、軍隊及び警察部隊を含め、人権侵害容疑者を追跡し、また全国各地に支部があった。例えば、(2015 年) 10 月 15 日、UHRC は、警察が曖昧な選挙関連法を適用する過程で不必要に武力行使したことを批判する声明を発表した。UHRC の報告によると、寄せられた申し立てを全て調査するには資源が足りず、また複数の人権活動家が、UHRC は上級レベルの虐待実行犯の捜査又は特定に向けた政治的意欲も足りない、と主張した (第 1 節 c 項参照)。

2010 年に議会は人権問題委員会 (Committee on Human Rights Affairs) を創設しており、これは人権上の関心事が議会法案に反映されることの確保、国内及び国際的な人権関連法律文書に対する政府の遵守状況の監視、UHRC の政府勧告の追跡、そして各政府機関内における人権関連事案の監督を担当する。独立的ではあるが、同委員会は資源が限られ、効果を上げていなかった。委員長は 2012 年に審議中であった全ての法制について人権チェックリストを作成したことを、委員会の主な成果として挙げた。しかし彼女は、委員会が資源不足のためにチェックリストを実施していなかった、と付け加えた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

法律では、人種、性別、宗教、政見、出身国又は国籍、社会的出自、障害、年齢、言語、及び HIV/伝染病の状態に基づく差別を禁じている。政府は差別を禁止する法律を十分に執行せず、また局所的又は文化的に、女性、児童、障害者又は一部の民族集団に対する差別の蔓

延が問題であった。法律では性的指向又は性同一性に基づく差別を取り上げておらず、また刑法では「反自然的犯罪」を禁じており、当局はこれをしばしば、LGMTI コミュニティに属する人々を逮捕する口実にした。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では強姦を、配偶者強姦も含め、刑事罰の対象とし、終身刑又は死刑の対象となり得る。刑法では強姦の定義を、「女性又は少女との不法な交接」としている。男性が男性の強姦で告発された場合、「自然の理法に反する、任意の人との交接」を禁ずる、刑法第 145 条 (a) 項の下で審理される。法律ではドメスティック・バイオレンスも刑事罰の対象とし、有罪の場合は最長 2 年の懲役を規定している。

強姦は依然、国中で深刻な問題であったが、政府は法律を一貫性のある形で執行しなかった。政府は強姦犯を逮捕、訴追し、有罪判決を下したが、強姦罪は報告件数が著しく少なく、また当局はほとんどの事件を捜査しなかった。警察は刑事犯罪科学的な証拠収集能力を欠いたため、訴追や有罪判決が阻害された。(2015 年) 6 月までの UPF 犯罪報告書に、10,163 件の性犯罪報告が記載されており、うち 787 件が強姦、8,954 件が凌辱、308 件が強制猥褻、56 件が近親相姦、そして 58 件が「反自然的犯罪」であった。

2011 年のウガンダ人口統計・健康調査 (DHS)、妊産婦死亡率に関する最新の政府報告書によると、15 歳～49 歳の少女／女性の少なくとも 27%が、調査前年中に何らかの形態のドメスティック・バイオレンスを経験していた。同じ調査で、既婚女性の少なくとも 56%が結婚生活において何らかの形態のドメスティック・バイオレンスを受けた経験があったことも分かった。UPF の児童・家庭保護課の代表者によると、被害者はドメスティック・バイオレンスを報告しないことが多く、それは社会が概してドメスティック・バイオレンスを犯罪と捉えず、また警察官もそれを重大犯罪と捉えないことが多いからである。という結果を示した。

複数の地元 NGO が、カンパラ、ムコノ及びジンジャを含む 11 地区でホットラインを運営していた。政府は地元及び国際的 NGO、そしてローマ・カトリック教会など宗教機関と共に、人権侵害としてのドメスティック・バイオレンスに対する理解の強化に取り組んだ。いくつかの NGO が、アクション・エイド (Action Aid)、ミフミ (Mifumi)、及びウガンダ女性ネットワーク (Uganda Women's Network) を含め、ドメスティック・バイオレンス避難所を運営していた。アクション・エイドは、運営する避難所において毎日 3 名～10 名のドメスティック・バイオレンス被害者を受け入れていると報告した。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C)：法律及び憲法では女性及び少女の FGM/C を禁じており、また有罪判決を受けた実行犯の刑罰を最長 10 年の懲役と定め、或いは FGM/C の最中に被害者が死亡した場合は終身刑が最も重い。政府、女性団体および複数の国際機関がこの習慣に対し、教育や生計技能訓練を通じて対処した。これらのプログラムは、地元指導者からも何らかの支援を得ながら、伝統的な権威のある人物との密接な協力と、仲間同士のカウンセリングを重視した。とは言え、農村部のカプコルワ (Kapchorwa) 地区のサビニー族や、北東部のケニア国境に沿ったポコト (Pokot) 族の人々がこの習慣を続け、サビニー族の習慣はタイプ I と II、ポコト族の習慣はタイプ III であった。

(2015 年) 9 月 14 日、メディアは或る 14 歳の少女が出産の際に FGM/C 関連の合併症が原因で死亡したことを報じた。

当局は FGM/C の告発に基づき、この習慣に加担した親も含め、20 名余りを逮捕した。(2015 年) 2 月、カプコルワ地区の裁判所は FGM/C の実施及び幫助による 4 名の女性に有罪判決を下し、各自に懲役 4 年を言い渡した。その 1 か月前にカプコルワでは当局が FGM/C の告発に基づき 8 名を逮捕し、裁判所は 8 名中 6 名に有罪判決を下した。複数の地元市民が、この 8 名を通報したとされる或る男性を襲撃し、また FGM/C を批判する人々を、自分達の文化を破壊していると非難した。

(2015 年) 1 月に公表された国連児童基金 (UNICEF) による研究では、2014 年 1 月から 10 月にかけて 86 件の FGM/C 事件が発生したと報告し、因みに 2013 年の同期間では 54 件であった。FGM/C に関する国連・政府合同プログラムの推定によると、ポコト族の少女及び女性の 95% と、サビニー族の少女及び女性の 50% が、FGM/C を受けていた。

(2015 年) 8 月 24 日、ブクォ (Bukwo) 地区を通して移動中であった大統領がカプコルワの地域警察指令官に、FGM/C の実行を理由に逮捕された複数の高齢女性を釈放するよう命じた。大統領は、FGM/C との闘いは微妙な問題であると述べ、サビニー族にこの習慣を止めるよう強く促した。

(2015 年) 9 月 19 日、カプコルワのアングリヤ教会と国連人口基金 (UNFPA) が、FGM/C 終結の重要性に対する地元コミュニティの意識高揚を促進するためのマラソン大会を主催した。ウガンダ国内のアングリヤ教会の長である、スタンレー・ンタガリ (Stanley Ntagali) 大司教は地元コミュニティに FGM/C の終結を強く促し、その際、この習慣は女性と少女から人間性を奪い、出産時に女性と赤ん坊を危険に曝す恒久的負傷を負わせる行為であると指摘した。UNFPA はこの地域の地元教会と協力して、FGM/C と闘ってきた。

他の有害な伝統的習慣：警察は（2015年）6月にかけて6件の儀式的序同殺害を記録した。

（2015年）2月、MGLSDは児童の人身御供及び身体切断を止めさせるための、国家行動計画（National Action Plan）を起草した。この計画はUNICEF、マケレレ大学、ワールド・ビジョン（World Vision）、プラン・ウガンダ（Plan Uganda）、そしてANPPCANウガンダから支援を得て策定された。2014年にUHRCは、男子が女子よりも儀式的人身御供の被害者となる傾向が強く、特に6歳未満が多いと報告していた。

（2015年）9月30日、ルウェンゴの警察はフレッド・カムントウ（Fred Kamuntu）、ジョイス・カムントウ（Joyce Kamuntu）及びロジャース・ムテサシラ（Rogers Mutesasira）を、マイラ（Mayira）村における13歳のケネディ・カイバンダ（Kennedy Kayibanda）の儀式的殺害容疑で逮捕した。警察は容疑者をムビリジ（Mbirizi）警察署に拘留したが、捜査後、告訴を取り下げた。

セクシャル・ハラスメント：法律ではセクシャル・ハラスメントを刑事罰の対象とし、罰則として最長14年の懲役を規定しているが、当局は法律を効果的に執行しなかった。セクシャル・ハラスメントは家庭、学校、大学及び職場で蔓延する深刻な問題であった。2013年、地元NGOのウガンダ人権擁護者協会（Uganda Human Rights Defenders Association）は、女性の90%が職場でセクシャル・ハラスメントを受けた経験があり、また就職希望先の男性雇用者が日常的に女性求職者にセックスを要求した、と報告した。ジェンダー・労働・社会開発省（Ministry of Gender, Labor, and Social Development）（MGLSD）の報告によると、報復に対する恐怖心から、ハラスメントの報告を嫌がる被害者が多い。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有するが、家族計画に関する情報や支援へのアクセスは困難で、特に診療所がほとんどない農村部で顕著であった。2011年のウガンダDHSによると、既婚女性は3人に1人の割合で出産を遅らせる、又は子どもの年齢差を空けることを望んでいるが、家族計画補助を利用できない状況であった。15歳～49歳の女性及び少女のうち、18%が現代的な避妊方法を使用していた。女性は、信仰によって課せられる宗教上の制限という課題にも直面した。

女性は、夫の知識又は承認なしに家族計画を利用しようとする、ドメスティック・バイオレンスを受ける、或いは家から追い出されるリスクを負った。例えば、（2015年）11月17日、ブルンブリ（Bulambuli）の或る男性が、知らないうちに妻が子宮内装具を埋め込んでいたことを知った後、妻を殴打した挙句、死なせてしまった。（2015）年末時点で、警察はこの事件の捜査を続けていた。

妊娠中絶は違法であり、年間約 1,200 名の女性が不安全な中絶が原因で死亡した。(2015 年) 6 月 4 日、保健省は、不安全な妊娠中絶に起因する罹患率及び死亡率の低減に関する、家族計画サービスや合法的な中絶後のケア及びサービスへのアクセスの向上を含む、標準とガイドラインを打ち出した。逮捕を恐れるあまり、医療従事者が、妊娠中絶処置を受けた女性の面倒を診たがらないことが多かった。

2011 年のウガンダ DHS によると、妊産婦死亡率は生児出生 100,000 件当たり 438 件であった。熟練の医療従事者が出産に立ち会った割合は 42%であった。保健当局者は高い妊産婦死亡率の原因を、医学的合併症と、医療施設における合併症管理能力が限られていることにあると捉えた。

(2015 年) 5 月 13 日、高等裁判所は、2011 年に病院で付き添い人がいないまま 8 時間にわたり職員から放置された後に閉塞性分娩が原因で死亡した或る女性について、家族を支持する判決を下した。裁判所は、死亡者の人権と母権が侵害されたと認め、そして病院を監督していたナカセケ (Nakaseke) 地区地方行政機関に対し、家族への補償として 3,500 万シリング (9,589 ドル) の支払いを命じた。

差別：法律では女性に、男性と同じ法的地位と権利を与えている。しかし、女性に対する差別が蔓延し、特に農村部で顕著であった。多数の慣習法において、養子縁組、結婚、離婚及び相続に関して女性を差別している。多数の区域で地元の慣習法の下、女性は財産を所有又は相続することができない、或いは子どもの親権を保持できない。多数の区域における伝統的な離婚法では女性に対し、姦通を証明する場合、男性よりも厳格な証拠基準を満たすよう要求している。一夫多妻制は、慣習法とイスラム法双方の下で合法である。一部の民族集団において、男性は死亡した兄弟の寡婦を「相続」することができる。

(2015 年) 6 月、トランスペアレンシー・インターナショナル・ウガンダ (Transparency International Uganda) は「女性、土地及び汚職 (Women, Land and Corruption)」という報告書を公表し、土地省 (Ministry of Lands) での汚職が原因で女性が土地のアクセス及び取得に際し不利な立場に置かれていると認めた。同報告書では、女性に対する差別が、女性が経済的生産に参加する自由を制限していることも認めた。

女性は雇用機会、信用、及び収入の面で差別を経験し、また企業の所有者や幹部職又は管理職に占める割合が少なかった (第 7 節 d 項参照)。国際労働機関 (ILO) が 2015 年に公表した「事業及び経営における女性 (Women in Business and Management)」という報告書によると、管理職に占める女性の割合は 20%であった。世界銀行の 2014 年版企業調査 (Enterprise

Survey) によると、女性が率いる企業は 15%であった。

法律では「全ての雇用主が、同等の価値の仕事について男女共に平等な報酬を支給するものとする」と規定している。しかし、2013年に全国労働組合機構(National Organization of Trade Unions)(NOTU)は、同じ仕事について女性が受け取る賃金は男性よりはるかに少ない、と報告した。

(2015年)8月6日、最高裁判所は、慣習的婚姻が破綻した場合に婚資を返金するという慣行を違憲とする裁定を下した。司法長官、バート・カトゥリーベ(Bart Katureebe)は、「婚資金の返金という慣行が示唆するところ、女性は借金の肩に取られ、そして戻ればお金を回収できるということである」と記した。しかし、裁判所は、婚資自体が違憲であるという主張は退けた。この事件を提訴した女性権利団体であるミフミは、婚資がドメスティック・バイオレンスを助長し、そして男性が妻の性と生殖に関する能力に対価を支払ったのだと考える状況に繋がった、と述べた。

子ども

出生登録：法律では、子どもの市民権を、出生地が国内か国外かを問わず、出生時点で親又は祖父母がウガンダの市民権を保有していれば、与えると規定している。18歳未満で両親が不詳の捨て子は市民と見なされ、またウガンダ人の両親に養子縁組された18歳未満の児童も同様である。

法律では市民に対し、出生を3か月以内に登録するよう要求している。URSBは出生及び死亡の記録を担当する政府機関であるが、2010年から(2015年)8月にかけて5歳未満の児童を推定200万人登録したと報告した。2011年のウガンダDHSによると、出生登録率は農村部でわずか29%、都市部でも38%に過ぎなかった。出生登録の欠如は概して、公共サービスを拒否されるという結果には至らなかった。しかし、多数の小学校において、入学には出生証明書が必要であり、特に都市の中心部がそうである。中学校、大学及び他の高等教育機関に入学するには、出生証明書が必要であった。2011年にURSBは、移動型生命記録システム(Mobile Vital Records System)として知られるコンピューター処理システムを確立し、これは携帯電話を使用して適時かつ正確な記録を送信するシステムである。このシステムにより、当局者は出生及び死亡の詳細を、カンパラのURSB本部に設置された中央サーバーへテキスト・メッセージ形式で送信できるようになった。この記録システムは58地区の135箇所の病院で運用されていた。

教育：政府は1世帯につき4名の子どもに無償の普遍的初等教育のほか、普遍的中等教育も

提供したが、親は中学校に通う子どもに昼食と学習材料を提供する必要があった。2015年に国際女性研究センター（International Center for Research on Women）が実施した研究では、14歳～18歳の女子が貧困又は早期妊娠のため学校を中退する割合が50%を超えることを示した。2013年、教育・スポーツ省（Ministry of Education and Sports）とUNESCOは、2006年に小学校の第1レベルに入学した生徒の70%近くが2013年までに中退していたと指摘した。同省の報告によると、中退率は女子が男子より著しく高く、原因は早期妊娠及び児童結婚、セクシャル・ハラスメント及び性的虐待、生理用ナプキンの入手不足、そして貧困にあった。

児童虐待：児童虐待は依然として深刻な問題であった。当局は児童虐待通報用の全国的ホットラインを維持し、2014年6月から（2015年）8月にかけて4,891件の通報を受けた。思春期の児童は特に、性的搾取、早期結婚、人身売買、薬物乱用、社会不安への関与、そして犯罪活動への関与による影響を受けやすかった。（2015年）6月にかけて、警察は7,349件の児童関連犯罪を記録し、内訳は4,430件の育児放棄、1,366件の遺棄、755件の虐待、360件の誘拐、314件の拉致又は窃盗、76件の人身売買、そして48件の幼児殺害であった。

法律では18歳未満の児童との婚外の性的接触を、実行者の同意又は年齢を問わず、「凌辱」と捉え、最も重い刑罰は死刑である。児童の親への賠償により事件が和解する例が多かった。

（2015年）9月、警察監察長官補のムゲニ（Mugenyi）は、凌辱が児童に対する犯罪の中で最も多いと述べた。2013年に教育・スポーツ省とUNICEFが、小学生の78%、中学生の82%が性的虐待を受けた経験があるという調査結果を公表した。被害者のうち、女子が40%、男子が39%しか、虐待を当局に通報しなかった。

政府はUNICEFや、セーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）、チャイルド・ファンド（Child Fund）、そして児童の虐待及びネグレクトの防止及び保護のためのアフリカ・ネットワーク（African Network for the Prevention of and Protection against Child Abuse and Neglect）（ANPPCAN）を含む複数のNGOと共に、児童虐待対策に取り組んだ。UPFは強姦及び凌辱の医学的検査キットを無償で、捜査に役立つよう、全国津々浦々の病院や開業医に提供した。

体罰は違法であるが、学校では依然として問題で、時には恒久的負傷に至る例もあった。教育省は2013年、公立学校では児童の75%、私立学校では73%が体罰を経験していたという、調査報告を公表した。

例えば、2014年5月、ナスウィフ・カトンゴレ（Naswif Katongole）の母親であるリラ・バビリェ（Lilah Babirye）はサー・アポロ・カグワ（Sir Apollo Kagwa）小学校を相手取った訴訟を高等裁判所に提起した。バビリェの申し立てによると、同校の教師2名、ジョセフ・オウィノ（Joseph Owino）とガラス・ルム（Garace Lumu）がカトンゴレに暴行し、カトンゴレ

は腰の鋭い痛み、精神障害、そして運動合併症に見舞われた。この訴訟は（2015）年末時点でまだ続いていた。

早期結婚及び強制結婚：法定最低結婚年齢は 18 歳であるが、当局は法律を執行しなかった。親の手配による未成年の少女の結婚は日常的で、特に農村部が多かった。複数の地元 NGO や警察の家庭・児童課の報告によると、一部の親がそうした結婚又は性的なお膳立てを、貧困を背景に、12 歳という幼い少女のために用意した。UNFPA によると、早期結婚及び強制結婚の発生率は、15 歳以上の少女の約 46%であった。UNICEF の 2015 年の「児童情勢 (State of the Children)」報告書によると、推定で少女の 10%が 15 歳未満で結婚していた。

（2015 年）6 月 16 日、MGLSD は初の、「児童結婚及び 10 代の妊娠の撲滅に関する国家戦略 (National Strategy on Ending Child Marriage and Teenage Pregnancy)」を立ち上げ、これは UNICEF 及び複数の地元 NGO と共同で策定されたもので、目的は児童の法的保護の強化、教育／保健サービスへのアクセスの向上、そして早期結婚に関する姿勢の変革であった。UNICEF によると、（2015 年）1 月から 6 月にかけて、政府の児童ヘルプラインに 131 件の児童結婚事例が寄せられた。

2014 年 3 月、東部地域のブタレジャ (Butaleja) 地区の警察が、12 歳の少女と 45 歳の男性を結婚させようとした 9 名を逮捕した。容疑者 9 名は保釈された後に戻って来ず、当局はこの事件を検察に送致しなかった。

女性器切除／女子割礼：18 歳未満の少女については女性に関する上記のセクションを参照のこと。

児童の性的搾取：法律では児童の性的搾取を禁じているが、政府は法律を効果的に執行せず、この問題は広範囲に及んだ。合意の上の性行為の最低年齢は 18 歳である。凌辱は、未成年者との何らかの形での性的接触を指し、最も重い刑罰は死刑である。児童の親への賠償により事件が和解する例が多かった。法律では児童ポルノを禁じている。2014 年 2 月、大統領はポルノグラフィ防止法案 (Anti-Pornography Bill) に署名し、同法案は成立した。

2011 年コンピューター悪用規制法では、国際的法定基準に準ずる児童ポルノの定義を規定しているが、同法では性的目的での児童の誘惑を具体的に取り上げていない。（2015 年）3 月、政府はインターネット上での児童の性的搾取防止に関する国家作業部会 (National Working Group on Prevention of Online Child Sexual Exploitation) を創設し、これはインターネット上での略奪行為からの児童の保護を委ねられた省庁間部会である。

児童売春も依然として問題であった。地元 NGO のウガンダ青年開発リンク (Uganda Youth Development Link) の推定によると、全国で少なくとも 18,000 名の少女及び女性が売春に関わっていた。

児童兵士：子どもの頃に誘拐された LRA メンバーが LRA を離脱し、帰宅するという状況が続いていたが、推定 150 名の LRA 戦闘員がこの地域にまだ残っていた。2008 年以降、軍事作戦によって LRA の規模は大幅に縮小したにも関わらず、LRA は相変わらず、女性や児童を本人の意志に反して拘留し、近隣諸国から児童を誘拐した。LRA は通常、誘拐してきた人々を数時間又は数日間、運搬係として使うために拘留し、これは以前のように兵士としての長期間にわたる誘拐と対照的であった。政府が地域的取り組みを先導し、これを AU から委託された軍事施設が支援する形で、南スーダン、中央アフリカ共和国及び DRC と調整を図りながら LRA の影響力に対抗していた。

前年と異なり、AMISOM の隊列に児童兵士が居たという報告はなかった。

幼児殺害又は障害を持つ児童の殺害：UPF は、(2015 年) 6 月にかけて幼児殺害が 48 件あったと報告した。

故郷を追われた児童：カラモジャ (Karamoja) の農業地域からの世帯が、乾季に食料や仕事を見つけるために多数の児童をカンパラへ送ったが、大部分は最終的に路上で物乞いをしていった。警察は日常的に路上生活児童を一網打尽にし、年少非行少年少女収容施設へ移住させ、そこで職員が児童の家族の所在を突き止めて帰宅させるよう努めていた。2014 年 7 月にヒューマン・ライツ・ウォッチが公表した「我々はどこに行けばよいのか (Where Do You Want Us to Go)」という報告書によると、当局はソーシャル・ワーカーやコミュニティ指導者と共同で、カラモジョング (Karamojong) の路上生活児童 295 名をモロト地区の自宅に帰宅させた。同報告書によると、記録された路上生活児童 2,535 名のうち、カラモジャから来た 1,906 名が再定住して再び融合していた。同報告書では警察を含む複数の政府機関を、路上生活児童に対して虐待や暴力を働いたとして非難した。UPF はこの主張を退け、(2015) 年末までに捜査は全く行われていなかった。

施設収容児童：複数の児童養護施設における虐待の報告があった。例えば、(2015 年) 4 月、報道によると、警察はウガンダ中部のルウィーロ (Luweero) 地区の或る違法児童養護施設で惨めな状況で暮らしていた 3 歳～17 歳の児童 29 名を救出した。2014 年 10 月、MGLSD は違法児童養護施設に対する取り締まりを開始した。MGLSD の推定によると、国内の 1,000 箇所近くの児童養護施設に 50,000 名余りの児童が居たが、同省から免許を受けていたのはわずか 83 箇所であった。過半数の児童養護施設において、ケアは受け入れ難い水準で、児童の

55%を違法収容していた。児童養護施設の児童の大部分について、少なくとも片方の親は生きていた。

2014年5月に公布された規制によると、公認養護施設は「警察官から緊急要請があった場合、又は裁判所からケアを暫定的に命じられた場合に限り、児童を受け入れるものとする」と規定されている。公認養護施設は全て、適切な会計記録を維持し、資格を有する管理人及び登録済みの看護師を雇用し、各児童の健康記録を維持し、十分な就寝設備を提供し、そして適切な教育を提供するよう要求される。とは言え、政府は児童養護施設を登録及び監視するための資源が不足していた。

国際的な子の奪取：ウガンダは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年のハーグ条約の締約国ではない。国別情報については以下を参照のこと：

travel.state.gov/content/childabduction/en/country/Uganda.html。

反ユダヤ政策

ユダヤ人コミュニティは約2,000名が、ウガンダ東部のムバレ (Mbale) 地区に集中していた。反ユダヤ的な行為に関する報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律では身体障害者、知覚障害者、知的障害者又は精神障害者に対する、雇用、教育、空輸及び他の輸送手段、医療へのアクセス、及び他の国家サービスの提供における差別を禁じている。しかし、法律では差別に関与した者に対する罰則を定めていない。法律では建物、情報、及び通信へのアクセスを障害者に提供するよう規定しているが、政府は法律を効果的に執行しなかった。カンパラ在住の複数の建築家が2013年に実施した研究では、市内の建物の95%が障害者にとってアクセス可能ではないことを示した。研究所見では、ほとんどの建物に傾斜路又はエレベーターがないことを示した。

障害者は社会的差別に直面し、就職や教育の機会が限られた。UHRCは雇用（第7節d項参

照) や輸送及び他の公共サービスの利用における差別の申し立てを受理した。

ほとんどの学校が、障害者を受け入れなかった。2014年12月、UNICEFとMGLSDは、障害児童の9%が小学校に、6%が中学校に通っていると報告した。通学率が低い原因は、不十分な資源や、学習障害及び身体障害を抱える児童を受け入れる学校の数が限られていることにあるとされた。

2014年6月、ウガンダ国家障害者連合(National Union of Disabled Persons of Uganda) (NUDIPU) は政府を、現行の国民身分証明書登録手続における障害者のための計画を怠ったとの理由で批判した。例えば、このNGOは、登録に際し指紋採取を要求されることと、手足を切断した人々向けの代替的準備が全く存在しないことを指摘した。

2013年にNUDIPUが公表した報告書によると、多数の裁判所がアクセス不能であったり、或いは手話通訳者を提供しなかった。

国家障害評議会(National Council on Disability) (NCD)が2012年に公表した報告書によると、障害者の45%は識字能力があり、比較して一般集団における識字率は71%である。同報告書によると、精神障害児童が時々、食料を与えられず、木やベッドにロープで縛り付けられて動きを抑制され、また自閉症及び他の学習障害を抱える児童のニーズが、適切な教室が足りないために無視された。

法律では議会における5議席を障害者代表者向けに用意している。NCDの報告によると、選挙への障害者の参加は最小限で、それは物理的障壁のため投票所にアクセスできないこと、選挙材料が視覚障害者向けに修正されていないこと、そして投票所ではガイド、ヘルパー及び手話通訳など支援サービスが足りないことが原因であった。またNCDは、政府が市民に提供する市民教育は多数の障害者にとってアクセス不能で、それは電子媒体や印刷媒体経由で伝達されていたからであることも指摘した。

障害者の権利保護を担当する政府機関の例として、MGLSD管轄下の障害者省(Ministry of State for Disabled Persons)、及びNCDが挙げられるが、何か有意義なイニシアティブを請け負うにも資金不足であった。

国籍／人種／少数民族

国内の一部の地域における土地、放牧権、境界画定及び他の係争事案を巡る少数民族間での暴力に関する報告が離散的に寄せられた。

先住民族

政府は歴史的に、国立公園や保護区を創設する目的で先住者集団を強制移転させてきた。

1983年にエルゴン（Elgon）山の土地から追い出されたベネト（Benet）族が、ウガンダ野生生物庁（Uganda Wildlife Authority）（UWA）との衝突を続けていた。例えば、（2015年）3月の報道によると、UWA当局者が或るベネト族男性の胸部を銃撃し、また別の事件ではUWA当局者が、国立公園付近で動物を放牧していたベネト族の若者2名の脚を銃撃した。

（2015年）6月、エルゴン山ベネト先住オギエク人グループ（MEBIO）は、エルゴン山内の土地をベネト族に返すという2005年の裁定を政府が十分に遵守しなかったと報告した。MEBIOの報告によると、ベネト族は恒久的土地を確保すると共に社会サービスを提供せよという裁定を尊重するよう、政府に圧力を掛け続けた。

政府は、1992年にムガヒンガ（Mgahinga）国立公園、ブウィンディ（Bwindi）不可侵国立公園及びエチュヤ（Echuya）中央森林保護区を創設した際、推定6,700名で構成されるバトワ（Batwa）族を強制移転させた。この強制移転は、教育、医療、及び経済的機会への限定的アクセスを含め、バトワ族が直面した様々な課題をさらに悪化させた。「ウガンダにおけるバトワ族発展のための統一組織（United Organization for Batwa Development in Uganda）」の報告によると、バトワ族の近くで暮らしていた支配的民族コミュニティがバトワ族を否定的に表現し、バトワ族が同じ水源を利用すること、或いは他の民族コミュニティに融合することを拒絶した。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

同性同士の性行為は合意の上であっても、植民地時代の法律に従って違法であり、法律では「自然の理法に反する、任意の人との交接」を刑事罰とし、最も重い刑罰は終身刑である。LGBTIの人々は差別、法的制限、そして社会的な嫌がらせ、暴力、威嚇及び脅迫に直面した。

（2015年）1月15日、警察は西部のントウンガモ（Ntungamo）地区でのHIV/AIDS試験クリニックの企画を手伝った男性9名を、「自然の理法に反する交接」を理由に逮捕した。警察の主張によると、逮捕者のうち4名が逮捕当時、性的活動を行っており、この罪状について逮捕者が異議を唱えた。これらの男性は強制的に肛門検査を受けさせられ、この訴訟は（2015）年末時点でまだ続いていた。

(2015年)7月、LGBTIの権利に関する複数の地元NGOで構成されるコンソーシアムが、2014年中のLGBTIの人々に対する89件の人権侵害を列挙した報告書を公表した。これらのうち、政府関係者による行為が47件、非政府関係者による行為が42件であった。同報告書では一部の警察官を、LGBTIの人々の権利を保護してくれたとして称賛し、そうした事例5件を強調した。2014年5月、警察は或るバイセクシャルの男性を、彼を住宅に軟禁して暴行を加えた暴徒から救出した。

2014年8月、憲法裁判所は、2014年2月に大統領が署名して成立していた同性愛禁止法を無効にした。大統領は、同性愛は刑法の下で既に違法であるため、国は新たな反LGBTI法制を必要としていない、と繰り返し述べた。

数名の宗教指導者と政治指導者が協会ですて教を行い、そしてLGBTIの人々に反対するよう一般市民に働きかける記事を書いた。(2015年)9月3日、メディアは首相府の倫理・品位担当責任者、アモス・ラペンガ(Amos Lapenga)を引き合いに出し、「同性愛など不道德な行為」が増えた原因は外国人にあると論じた。

HIV及びAIDSに対する社会的汚名

法律ではHIV/AIDS感染者に対する差別を禁じているが、差別は日常的で、HIV/AIDS感染者が治療や支援を受ける妨げとなった。地元及び国際的な複数のNGOが、政府と協力して、HIV/AIDSの汚名を排除するための、一般市民の意識高揚運動を後援した。カウンセラーは患者に、パートナーや家族と一緒に試験を受けることと、HIV/AIDSに関する情報を受け取れることを奨励した。HIV/AIDS感染者は、コミュニティ内での意識高揚を目的とする支援グループを結成した。

警察とUPDFは日常的に、HIV試験で陽性判定を受けた人々の採用を拒否し、その根拠として、彼らは身体が弱すぎるため、苛酷な訓練やその後の配備に耐えられないであろうと主張した。

2014年5月に議会はHIV及びAIDS防止・管理法案(HIV and AIDS Prevention and Control Bill)を可決したが、これはHIVの防止及び管理、伝染を減らすための血清陽性状態の開示、試験及びカウンセリング業務のための法的枠組を生み出し、HIVの防止および国際的拡散に対する刑罰を規定している。

(2015年)7月31日、大統領の署名により法案は成立した。人権活動家やHIV/AIDS活動家は法案を批判し、これはHIVへの対応に向けた国の取り組みにおける危険な後退であると

強く主張した。複数の活動家が、法案における、HIV の伝染の試み及び意図的伝染を刑事罰の対象とするという条項について、懸念を表明した。これらの犯罪で有罪判決を受けた場合、最長 10 年の懲役又は約 500 万シリング (1,370 ドル) の罰金を科せられる。

複数の NGO の報告によると、刑務所では多数の HIV 陽性の受刑者が、特に農村部において、抗レトロウイルス薬を十分に入手することができず、また刑務所職員が時々、HIV 陽性の受刑者に重労働を課していた。

他の社会的暴力又は差別

暴徒による暴力が依然として問題であった。暴徒は、他にも数ある中で特に強盗、殺人、強姦、窃盗、儀式的人身御供、そして魔術の疑いを掛けられた人々を襲撃し、殺害した。暴徒は被害者に殴打、リンチ、火あぶりなどの方法で残虐行為を働いた。

(2015 年) 4 月 12 日、マケレレ大学の複数の学生が、同大学の元学生であったソフトウェア開発者、デビッド・オティム・オジョク (David Otim Ojok) を窃盗犯と勘違いし、殴打した挙句に死亡させた。(2015 年) 4 月 26 日、当局は 3 名の学生、マーチン・アトゥクワセ (Martin Atukwase)、デリック・ワゴリ (Martin Atukwase) 及びマービン・ムトゥンギ (Marvin Mutungi) を殺人容疑で告訴した。(2015) 年末時点でこれら 3 名はルジラ刑務所に再拘留され、裁判を待つ身であった。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では労働者が、ただし政府の「必須」職員、例えば警察、陸軍及び管理職レベルの当局者を除き、独立的組合を結成し加入することを認めている。組合は全て、NOTU 又は中央自由労働組合機構 (Central Organization of Free Trade Unions) (COFTU) に登録しなければならない。法律では公共サービス部門における団体交渉権を認めていない。また法律では労働組合連盟が団体交渉に参加する権利も明示的に規定しているわけではない。法律では、労働担当官に報告された労働争議が報告時点から 8 週間以内に産業裁判所へ付託されない場合、争議当事者の片方又は両方が争議を産業裁判所に付託することができる。2014 年 6 月、議会が 6 名の裁判官の就任を承認した後、産業裁判所が再開した。2014 年 11 月に産業裁判所は聴聞を開始した。(2015 年) 4 月までに、産業裁判所は高等裁判所民事部から 249 件の事件を付託された。産業裁判所は MGLSD から 11 件の事件と 11 件の上訴も付託された。しかし、産業裁判所は職員が十分に配属されず、事務所施設が限られていたため、依然として制約を受け

ていた。

法律では組合が干渉されずに活動を実施することを認め、雇用主による反組合差別を禁じ、また組合活動を理由に解雇された労働者の復帰を規定している。労働者はストライキを行う権利、結社の自由、及び団体交渉権を有する。また法律では労働大臣に、争議の当事者の片方又は両方が、調査委員会が発行する報告書に記載の勧告の遵守を拒否した場合に争議を産業裁判所に付託する権限も与えている。ILO の指摘によると、義務的仲裁への依拠が許容されるのは厳密な意味での必須サービスに従事する労働者と、国家行政に従事する公務員に限られる。

労働担当当局者の報告によると、家庭内労働者及び農業労働者のほか、非公式部門での労働者も、労働関連法による保護から除外される。

政府は適用可能な労働関連法を効果的に執行しなかった。MGLSD は資金を十分に用意されず、また十分な労働監査を請け負うことができなかった。労働監査は主に苦情への対応として行われた。MGLSD は、(2015 年) 10 月 15 日にかけて 200 件の労働監査を実施したと報告した。罰則は概して、違反を抑止するには不十分であった。

結社の自由と団体交渉権は概して尊重されず、政府は必ずしもこれらの権利を保護しなかった。NOTU 当局者の報告によると、一部の雇用主が職場での組合運営を可能にするために「承認協定」を使用した。労働監察官が存在していたのは、112 地区中わずか 44 地区であった。ほとんどの雇用主が従業員に書面での雇用契約を与えず、その結果、職務保障と組合代表が不十分であった。

労働者団体は、政府及び政党と無関係であった。与党 NRM 党の党員 4 名と独立的国会議員 1 名が、議会で労働者に割り当てられた 5 議席に就いていた。しかし、(2015 年) 9 月 29 日、憲法裁判所は組織労働者向けの特別利益 MP 枠を無効とした (第 3 節参照)。

(2015 年) 10 月 15 日時点で、NOTU は少ない給与、賃金、給与支払遅延、そして劣悪な労働条件を巡る大規模な 15 件のストライキを報告し、また警察が労働者のストライキを解散させるために過剰な武力を行使したと主張した。

反組合差別が発生し、また労働活動家が複数の企業を、昇進の否認、就労契約の不更新、そして時には組合の認識拒絶によって従業員の組合加入を妨げたとして非難した。NOTU 当局者の報告によると、多数の労働者が脅迫や解雇に対する恐怖心から、労働組合に加入できなかった。

公務員組合は、医療職員や教員を含め、組合員の給与や雇用条件を交渉することができた。政府は警察、軍隊、及び管理職レベルの当局者を含む「必須政府職員」の給与を固定した。

労働活動家の報告によると、一部の雇用主が、登録された組合と団体交渉協定を締結する旨の法的要件を無視した。また労働活動家の報告によると、一部の雇用主がそうした協定を回避する目的で、業務の下請契約や外注に頼った、或いは労働者を一時的に雇用した。NOTUによると、雇用主は組合との団体交渉に入る前に、承認文書を組合に要求した。NOTUの報告によると、2014年以降、52件の団体交渉協定が締結されていた。

「労働行動のためのプラットフォーム (Platform for Labor Action)」は、国内での労働者の権利の促進と保護に取り組む、主導的市民社会団体であった。この NGO は政府から制限を受けずに活動していた。

b 強制労働の禁止

法律では強制労働を、児童の強制労働も含め禁じているが、刑務所労働を明示的に禁じているわけではない。法律では奴隷労働について、労働者を「民間の個人、企業又は団体が自由に雇用又は配属できる」状態にある場合に限り、強制性を帯びると規定している。強制労働を禁ずる法律に違反して有罪判決を受けた場合の罰則は、十分でなかった。違反者は有罪判決を受けた場合、960,000 シリング (263 ドル) 以下の罰金、懲役 2 年、又はこれら両方、及び強制労働の継続期間について 1 日当たり 80,000 シリング (22 ドル) の罰金を科せられる可能性がある。1975 年のコミュニティ農場定住条例 (Community Farm Settlement Decree) では、如何なる失業中の健全者も任意の農場集落に定住して役務の提供を要求される可能性があり、条例違反は罰金及び懲役での処罰対象となると規定している。政府は法律を執行しなかった。

強制労働、特に刑務所での強制労働の報告が複数あった (第 1 節 c 項参照)。FHR は (2015) 年中に検査した刑務所 31 箇所のうち 23 箇所で強制労働の事例があったと指摘した。加えて、裁判前拘留中であつた人々が強制労働に従事した。申し立てによると、刑務所当局者は受刑者を民間の農場や建設現場での作業に雇い、多くの場合、受刑者は過剰に働かされた。男性受刑者はきつい肉体労働を行った一方、女性受刑者は編み籠など売り物になる工芸品を制作した。報酬は、支給されるとしても概して非常に少なかった。受刑者は貯蓄口座を持たなかったが、刑務所の会計担当者が発生した賃金を帳簿に記録し、受刑者はこの資金を利用することができた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons

Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

児童に関する労働規制は矛盾している。法律では雇用主が18歳未満の労働者を雇うことを禁じ、また14歳未満の児童が雇用されることを禁じているが、児童の通学に干渉しない軽作業は例外である。全ての児童が、通学時間帯に雇用されることを禁じられている。対照的に、MGLSD規制では14歳～18歳の児童の雇用を許可している。15歳以上の児童は、教育を完了していれば、1日7時間、週35時間を限度に働くことができる。法律では15歳～17歳の児童の時間外労働を禁じている。法律では13歳の児童が「軽作業」に従事することを、教育の邪魔にならないことを前提に認めている。法律では児童が午後7時から翌午前7時までの時間帯に働くこと、或いは「健康を損ねる、或いは危険又は有害又は別段に不適切である」仕事に雇用されることを禁じている。法律では政府による職場の検査、職場の危険有害性の特定及びその他、児童を含む全ての労働者に関連する事項を規定している。児童労働に関する法律に違反した場合、685,055 シリング (188 ドル) の罰金を科せられる。2006年の採択以降、法律の下での有罪判決は下されていない。児童の権利に関する複数の活動家が、5歳～17歳の児童が雇用されていたと報告した。

児童労働に関する法律及び政策の執行を担当する機関の例として、国家児童評議会 (National Council of Children)、警察の児童・家庭保護課、産業裁判所、及びMGLSDが挙げられる。財務的制約により、執行活動が制限された。同省は最悪の児童労働形態で働いていた児童及び他の脆弱な集団に社会サービスを提供し、職員、地元指導者及び地区労働監察官向けの研修を実施した。労働担当官は児童労働問題について報告する責任を負うが、112地区のうち、1人もいない地区が過半数を占めた。資金と物流支援の不足により、地区労働当局者は2004年以降、児童労働に限った検査を全く実施していない。2013年に同省の児童労働課がトロロ (Tororo)、ジンジャ (Jinja)、マユゲ (Mayuge)、ナカソングラ (Nakasongola)、キエゲグワ (Kyegegwa)、カバロレ (Kabale)、マシディ (Masindi)、ホイマ (Hoima)、キバアレ (Kibaale)、ブシェニ (Bushenyi)、及びイシャカ (Ishaka) など様々な地区で児童労働マッピング演習を実施した。演習の狙いは、最悪の児童労働形態に関するデータ収集、労働規定の遵守状況の監視、そして児童労働の有害な影響に関する雇用主及び従業員の間における意識の確立であった。加えて、個々の当局者が児童労働政策及び国家行動計画に関する情報を流布した。この演習の所見に関する報告書は、(2015)年末時点で未完成であった。

政府は児童労働の阻止に向けた取り組みにおいて、児童労働に関する国家運営委員会 (National Steering Committee on Child Labor) と調整を図り、委員会にはMGLSD、教育・ス

ポーツ省、地方自治体省 (Ministry of Local Government)、農業省 (Ministry of Agriculture) 及び保健省の代表者が含まれた。委員会に代表者を出した他の機関の例として、国家児童評議会、UPF の児童・家庭保護課、ウガンダ雇用主連盟 (Federation of Uganda Employers)、NOTU、COFTU、UNATU、諸 NGO、ジャーナリスト及び学識経験者が挙げられる。

政府は ILO、外国政府及び様々なイニシアティブに関する NGO と協力して、児童労働者の教育及びコミュニティへの再融合を含め、児童労働対策に取り組んだ。複数の人権 NGO が、危険有害な労働条件から児童を排除するためのプログラムを継続した。

児童労働は、特に非公式部門で日常的であった。児童労働は圧倒的に農村地域において、牛の牧畜、輸送、鉱業、行商、物乞い、スクラップ収集、採石、煉瓦作り、道路建設／補修、洗車、漁業、家庭での子守及び家事、バー又はクラブでの給仕、国境での密輸、そして商業的農業 (茶、コーヒー、サトウキビ、バニラ、タバコ、コメ、綿、炭、パーム油など) で発生した。都市部では児童が小物を路上で売ったり、商店で働いたり、金銭をせがんだり、商業的性産業で搾取されたりしていた。多数の児童が学校を辞め、農業又は家事労働に従事して出費の足しにする、或いは不在又は病気の親の仕事を代行するといった状況が国中で普通に発生していた。この問題は特に、多数の孤児集団で際立っていた。UNICEF の「世界子ども白書 2012 年版 (State of the World's Children 2012)」という報告書によると、5 歳～14 歳の児童労働者の 41% が劣悪な条件と劣悪な安全衛生水準の下で強制的に働かされていた。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」を参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

憲法及び雇用関連法では人種、性別、宗教、政見、出身国又は国籍、社会的出自、障害、年齢、言語、及び HIV／伝染病の状態に基づく差別を禁じているが、法律では性的指向又は性同一性を取り上げていない。上記の分類に基づく何らかの差別が、雇用及び職業に関して発生した。(2015 年) 6 月、公共サービス省は 50 名の障害者を、入国管理局の職務に不適任とした。50 名の候補者は適性試験に合格したが、6 マイルのフィットネス試験に参加できないことを理由に不適任とされた。この不適任扱いを一般市民から批判された後、入国管理局が属する内務省は (2015 年) 7 月 30 日、上記の 50 名に面談のやり直しを連絡したと発表した。

e 受入れ可能な労働条件

法定最低賃金は1984年に月額6,000 シリング (1.64 ドル) に設定された。2003年、政府は民間部門と交渉して月額54,000 シリング (14.79 ドル) の料率を設定したが、政府はこれをまだ実施していなかった。(2015年)5月1日、大統領は、政府はインフラとエネルギーに焦点を当てており、最低賃金に対応する余裕がない、と述べた。しかし、(2015年)6月2日、MGLSDの常任書記官、ピウス・ビギリマナ (Pius Bigirimana) は、政府は最低賃金の準備中であると発表した。(2015年)6月25日、内閣はウガンダ最低賃金諮問委員会 (Uganda Minimum Wages Advisory Board) の委員7名 (政府、労働者、雇用主の代表者を含む) を承認した。(2015) 年末までに賃金に関する同委員会からの勧告はなかった。

財務・計画・経済開発省 (Ministry of Finance, Planning, and Economic Development) が作成した2014年版貧困状態報告書 (Poverty Status Report) によると、国民の20%が2013年に全国的貧困水準を下回る生活状況であった。

法定最大労働時間は週48時間、1日10時間である。法律では週当たり労働時間数を、従業員が同意すれば残業を含め56時間まで延長できると規定している。従業員は、3週間にわたる平均時間数が1日10時間又は週56時間を超えなければ、1日10時間を超えて働くことができる。法律では、従業員が週48時間を超えて働く場合、超過勤務については通常の時給の1.5倍、公休日出勤については通常の時給の2倍を最低基準として支払われる旨、規定している。法律では従業員が8時間の勤務シフト毎に30分間の休憩を取ることを認めている。連続雇用4か月毎に、従業員は7日間の年次有給休暇を取得する資格を与えられる。多くの産業が、超過勤務の代わりに年次賞与を労働者に支払っていた。法律では全ての労働者について強制的超過勤務を認めている。

法律では労働安全衛生 (OSH) 基準を定めており、MGLSDの労働安全衛生局 (Department of Occupational Health and Safety) がこれらの規制の執行を担当する。法律は全ての労働者を、外国人労働者及び移民労働者を含め、対象としている。法律は非公式部門には適用されず、非公式部門についてMGLSDは1,230万人の労働者が含まれると推定した。法律には「労働条件に関連する法規定の執行及び就業中の労働者の保護を確保」する、地区労働監察官に関する規定が含まれる。労働当局者は、ビール及び他の飲料の生産、砂糖加工、及び鉄鋼製造を含む複数の部門におけるOSH基準の見直しについて報告した。

当局は法律を効果的に執行しなかった。国内112地区のうち、約49%に、あらゆる労働問題への対処を担当する地区労働担当官が居た。地区労働担当官向けの訓練、資金調達及び物流支援は不十分であった。結果として、(2015)年中、労働安全衛生局は監査をほとんど実施しなかった。NOTU当局者は、政府は労働者よりも投資家を優遇し、労働監察官による法律の執行を困難にしている、と主張した。NOTUは、政府には違反防止或いは労働者の賃金又は

労働条件の改善を行わないという、周到な政策があると考えた。

NOTU 当局者の報告によると、雇用主が給与を決定する。時々、雇用主が支払う給与は月額わずか 50,000 シリング (14 ドル) という例もあった。労働者は危険有害な労働条件で働かされた。標準賃金、残業手当、又は OSH 基準に対する違反は、鉄鋼製造工場、家事労働、及び非公式部門を含め、様々な部門で日常的であった。

不安全な労働環境に起因する死亡が発生した。(2015 年) 3 月 9 日、クレスト・フォーム・インダストリーズ (Crest Foam Industries) で発生した火災により、6 名の労働者が死亡した。MGLSD による調査の結果、同社は避難経路や消火器の不足を含め、十分な火災対応計画を立てていなかったという結論に至った。NOTU 当局者は (2015) 年中、複数の建設プロジェクトでの劣悪な安全慣行を背景に、2 名の死亡と 4 名の負傷を記録した。当局者の報告によると、高い失業率を背景に、労働者は自分の健康を危険に曝す状況から身を脱しなかった。政府はこのような状況にある従業員を効果的に保護せず、その背景には問題に対処するための政策の欠如と、不十分な監視機構があった。